

# 藤枝法人会報



藤枝市側

島田市側

上空から見た、大井川にかかる「はばたき橋」

No. 98

平成26年6月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所 2F)

TEL (054) 643 - 8410 FAX (054) 645 - 1310

E-mail [svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp](mailto:svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp)

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会  
員  
募  
集  
中

# 公益社団法人 藤枝法人会 第2回定時総会開催

とき：平成26年5月21日(水)  
会場：ホテルアンビア松風閣

公益社団法人藤枝法人会 第2回定時総会を、5月21日（水）ホテルアンビア松風閣を会場に、藤枝税務署長 鍋田修様、静岡県藤枝財務事務所長 鷲山壽一様、東海税理士会藤枝支部 副支部長 沼野和吉様をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り開催致しました。

議案の第1号議案 平成25年度決算承認の件は異議なく承認可決されました。

最後に、ご来賓を代表して藤枝税務署長 鍋田修様、静岡県藤枝財務事務所長 鷲山壽一様、東海税理士会藤枝支部 副支部長 沼野和吉様の3名の方々にご祝辞をいただきました。

また、記念講演会は、一般参加の聴講者も加わり、講師に(株)経世論研究所所長 三橋貴明氏を講師にお迎えし、「どうなる世界経済と日本」と題してご講演いただきました。(本誌P24～P28に記事掲載)

(司会) 江崎総務委員



公益社団法人藤枝法人会  
第2回定時総会次第

- 一 開会の辞
- 二 会長あいさつ
- 三 議長進出
- 四 定足数の確認
- 五 議事録署名人進出
- 六 議事  
第一号議案 平成二十五年度決算承認の件  
監査報告
- 七 報告事項  
(一) 平成二十五年度事業報告  
(二) 平成二十六年度事業計画及び収支予算  
(三) 平成二十七年税制改正要望について
- 八 来賓祝辞
- 九 閉会の辞

ご来賓の皆様方



牧田会長あいさつ



〈ご祝辞〉

鍋田税務署長 様



鷲山財務事務所長 様



沼野税理士会副支部長 様



自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日

## I. 概況

当会は、平成25年4月1日より公益社団法人に移行し、新生藤枝法人会としての第一歩を踏み出しました。公益社団法人としての使命を達成するために、税知識の普及、納税意識の高揚とe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及推進、税制提言事業、経営支援事業、地域社会貢献事業等、公益目的事業に主軸を置き様々な活動を展開して参りました。

また、会組織の強化、財政基盤強化のため、本会・青年部会・女性部会一体となって会員拡充に努めました。

## II. 主な活動は次のとおりです。

### <公益目的事業>

#### 1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

##### (1) 税制・税務に関する研修会・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、税制・税務を中心とした研修会・講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施し、税知識の普及による納税意識の高揚に努めました。

##### (2) 税制・税務の普及広報事業

税制・税務に関する研修会・講演会・セミナーの充実を図るとともに、藤枝法人会報 No95・No96・No97 の発行・配布及び全法連機関紙「ほうじん」春号・夏号・秋号・新年号を配布しました。

e-Taxの利用拡大につきましては、藤枝税務署と連携協調を図りながら、本会が開催する会議、研修会、講演会、会報を通し、積極的利用を呼びかけました。また当会ホームページ上にもe-Tax等のバナーを設置し一般の企業及び市民に対する税務の普及啓発活動に努めました。

##### (3) 税の啓発及び租税教育事業

次世代を担う児童や生徒に税金への理解と関心を深める目的で、小学生対象の夏休み親子税金教室、大学生対象の租税教室を実施しました。また、小学生対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。

##### (4) 税制改正への提言事業

①全法連において、全国の中小企業に租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制・税務に関する提言を行うため、全国各法人会から税制に関する要望意見を取りまとめて、税制改正の提言を決議し、法人会全国大会で発表後、関係機関等に対し要望活動を実施しました。

②会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、当会にて作成した税制要望アンケートを実施し、税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人静岡県法人会連合会、公益財団法人全国法人会総連合に上申しました。

#### 2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

##### (1) 講座・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、経済・経営、法律、文化・教養をテーマとした講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施しました。

##### (2) 地域社会への貢献事業

- ①「藤まつり」イベント参加
- ②「いちごプロジェクト」推進
- ③ 地域福祉団体「おのころ島」への協賛

### <収益事業等>

#### 1. 会員の福利厚生等に資する事業

(1) 財政基盤強化のため、大同生命保険株式会社、A I U損害保険株式会社、アメリカンファミリー生命保険会社と連携を密にし法人会の福利厚生制度の推進に努めました。

(2) 地元医療機関（藤枝平成記念病院・西焼津健診センター・志太医師会検診センター）と提携し会員の健康管理をアシストしました。

(3) 中小企業向け貸倒保障制度を推進しました。（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）

(4) 簡易保険払込制度を利活用しました。

#### 2. 会組織の充実を図ること及び全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業

##### (1) 会員支援事業

以下の、会員サービスのPR、利用促進に努めました。

- ①協力弁護士制度
- ②広告チラシ同封配布サービス

- ③講演放送局
- ④ネットで学習eラーニング「らくらく仕事塾」
- ⑤法人会提携ローン
- ⑥ウィークリーメールマガジン「社会・経済のうごき新聞（通称：どっと読む）」の無料配信
- ⑦会員企業優遇サービス
- ⑧「早割電報」紹介サービス
- ⑨インターネットでセミナー受講「セミナーオンデマンドサービス」
- ⑩事業承継支援制度
- (2) 会員親睦事業  
会員相互の親睦や異業種交流を目的に、観劇会、意見交換会、賀詞交歓会等の親睦事業を行いました。
- (3) 組織の充実・強化  
組織基盤強化のために、平成25年度会員拡充推進計画を立て、本会・支部役員・各部会が一体となり会員増強運動を展開しました。その結果、3月末における会員数は2,993（正会員2,900社、賛助会員93先）となりました。
- (4) 諸会議の開催
  - ①定時総会の開催
  - ②理事会の開催
  - ③各委員会の開催
  - ④その他必要な会議の開催
- (5) 法人会相互の連絡協調
  - ①一般社団法人静岡県法人会連合会の事業運営への協力
  - ②東海法人会連合会との連携
  - ③公益財団法人全国法人会総連合との連携

### 3. 管理関係

- (1) 新定款や新諸規程の適正な運用
- (2) 事務運営体制等の充実

### 4. 表彰関係（順不同・敬称略）

- (1) 平成25年度公益財団法人全国法人会総連合 功労者表彰
  - （公社）藤枝法人会 副会長 青島ポンプ工業(株) 代表取締役 青島直久
  - （公社）藤枝法人会 理事 松葉倉庫(株) 取締役会長 松葉義之
- (2) 平成25年度一般社団法人静岡県法人会連合会 特別功労役員等表彰
  - （公社）藤枝法人会 理事 (株)藤枝事務器商会 代表取締役社長 村松章隆
- (3) 平成25年度一般社団法人静岡県法人会連合会会長表彰

#### < 功労法人表彰 >

|            |         |      |
|------------|---------|------|
| (株)アンピ・ア   | 代表取締役社長 | 松永勝裕 |
| (株)カネトモ    | 代表取締役社長 | 服部敏之 |
| (株)倉嶋自動車商会 | 代表取締役   | 倉嶋伸康 |
| 賛栄設備工業(株)  | 代表取締役   | 小出勝三 |
| 志太榛原米穀卸(株) | 代表取締役   | 山口 章 |
| 駿遠運送(株)    | 代表取締役社長 | 杉本正実 |

#### < 会員たる法人の役職員表彰 >

|      |         |             |
|------|---------|-------------|
| 石川 準 | 常務取締役   | (株)藪崎新聞店    |
| 杉山裕巳 | 専務取締役   | (株)杉山工務店    |
| 大勝利昭 | 経理部長    | 焼津水産化学工業(株) |
| 坪井大助 | 取締役総務部長 | (株)丸川       |

- (4) 平成24年度県連単位会表彰 < 藤枝法人会関係 >

#### < 会員増強表彰 >

努力賞（加入率65%以上を3年間維持）

#### < 研修参加率向上表彰 >

研修参加率向上賞（研修参加率前年比3%以上増加）

## 貸借対照表

平成26年 3月31日現在

(単位：円)

| 科 目                | 当年度               | 前年度               | 差 異                |
|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| <b>I 資産の部</b>      |                   |                   |                    |
| <b>1. 流動資産</b>     |                   |                   |                    |
| 現金                 | 35,131            | 27,830            | 7,301              |
| 普通預金               | 13,670,507        | 12,838,898        | 831,609            |
| <b>流動資産合計</b>      | <b>13,705,638</b> | <b>12,866,728</b> | <b>838,910</b>     |
| <b>2. 固定資産</b>     |                   |                   |                    |
| <b>(1) 基本財産</b>    |                   |                   |                    |
| 定期預金               | 44,000,000        | 38,000,000        | 6,000,000          |
| <b>基本財産合計</b>      | <b>44,000,000</b> | <b>38,000,000</b> | <b>6,000,000</b>   |
| <b>(2) 特定資産</b>    |                   |                   |                    |
| 退職給付引当資産           | 10,558,013        | 10,378,150        | 179,863            |
| 社会貢献活動引当資産         | 0                 | 1,000,000         | △ 1,000,000        |
| 減価償却引当資産           | 1,764,340         | 3,300,000         | △ 1,535,660        |
| 事務改善引当資産           | 3,000,000         | 3,000,000         | 0                  |
| 周年行事引当資産           | 0                 | 5,000,000         | △ 5,000,000        |
| 部会周年行事引当資産         | 950,000           | 850,000           | 100,000            |
| <b>特定資産合計</b>      | <b>16,272,353</b> | <b>23,528,150</b> | <b>△ 7,255,797</b> |
| <b>(3) その他固定資産</b> |                   |                   |                    |
| 車両運搬具              | 98,942            | 197,883           | △ 98,941           |
| 什器備品               | 2,249,304         | 155,658           | 2,093,646          |
| 電話加入権              | 72,800            | 72,800            | 0                  |
| <b>その他固定資産合計</b>   | <b>2,421,046</b>  | <b>426,341</b>    | <b>1,994,705</b>   |
| <b>固定資産合計</b>      | <b>62,693,399</b> | <b>61,954,491</b> | <b>738,908</b>     |
| <b>資産合計</b>        | <b>76,399,037</b> | <b>74,821,219</b> | <b>1,577,818</b>   |
| <b>II 負債の部</b>     |                   |                   |                    |
| <b>1. 流動負債</b>     |                   |                   |                    |
| 未払金                | 0                 | 86,136            | △ 86,136           |
| 預り金                | 0                 | 85,207            | △ 85,207           |
| 未払法人税等             | 71,000            | 71,000            | 0                  |
| <b>流動負債合計</b>      | <b>71,000</b>     | <b>242,343</b>    | <b>△ 171,343</b>   |
| <b>2. 固定負債</b>     |                   |                   |                    |
| 退職給付引当金            | 10,558,013        | 10,378,150        | 179,863            |
| <b>固定負債合計</b>      | <b>10,558,013</b> | <b>10,378,150</b> | <b>179,863</b>     |
| <b>負債合計</b>        | <b>10,629,013</b> | <b>10,620,493</b> | <b>8,520</b>       |
| <b>III 正味財産の部</b>  |                   |                   |                    |
| <b>1. 指定正味財産</b>   |                   |                   |                    |
| 指定正味財産合計           | -                 | -                 | -                  |
| <b>2. 一般正味財産</b>   |                   |                   |                    |
| 一般正味財産合計           | 65,770,024        | 64,200,726        | 1,569,298          |
| (うち基本財産への充当額)      | (44,000,000)      | (38,000,000)      | (6,000,000)        |
| (うち特定資産への充当額)      | (5,714,340)       | (13,150,000)      | (△ 7,435,660)      |
| <b>正味財産合計</b>      | <b>65,770,024</b> | <b>64,200,726</b> | <b>1,569,298</b>   |
| <b>負債及び正味財産合計</b>  | <b>76,399,037</b> | <b>74,821,219</b> | <b>1,577,818</b>   |

## HPでの情報公開

当会ホームページ

<http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>

にて情報公開しております





# 税制改正のあらまし

## I 法人税関係

### 1 生産性向上設備投資促進税制の創設

#### (1) 内容

青色申告書を提出する法人が、生産性向上設備等に該当するものうち一定の金額以上のものを取得等し、事業の用に供した場合には、以下の特別償却または税額控除（当期の法人税額の20%を限度）のうちいずれかを選択適用できます。

|            | ～28.3.31         | ～29.3.31            |
|------------|------------------|---------------------|
| 機械装置<br>など | 即時償却<br>又は5%税額控除 | 50%特別償却<br>又は4%税額控除 |
| 建物、<br>構築物 | 即時償却<br>又は3%税額控除 | 25%特別償却<br>又は2%税額控除 |

#### (2) 用語の定義

生産性向上設備等とは、生産等設備（注1）を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、先端設備（注2）及び生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（注3）として産業競争力強化法に規定するものをいいます。

（注1）生産等設備とは、事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいいます。ただし、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は該当しません。

（注2）先端設備とは、最新モデルかつ生産性向上要件（旧モデル比で年平均生産性1%以上向上）を満たす機械装置等（中小企業者等については一定のソフトウェア及びサーバーを含む）をいいます。

（注3）生産ラインやオペレーションの改善に資する設備とは、生産性の向上に係る要件（投資計画における投資利益率が15%以上。中小企業者等にあつては、5%以上）を満たすことにつき経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された機械装置等をいいます。

#### 適用時期

産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得等した国内の事業の用に供する生産性向上設備等について適用されます。なお、平成26年3月31日までに取得した場合には、同年4月1日を含む事業年度において適用できます。

### 2 研究開発税制の拡充

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除について、「増加型」および「高水準型」に係る税額控除制度の適用期限が3年延長されます（「総額型」については変更ありません）。

さらに、「増加型」については、増加試験研究費の額に30%（増加割合（注）が30%未満の場合には、その増加割合）を乗じて計算した金額の税額控除に改組されます。

（注） 増加割合＝増加試験研究費の額／比較試験研究費の額

#### 適用時期

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

### 3 中小企業投資促進税制の拡充

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却または税額控除制度について、次の見直しが行われ、その適用期限が3年延長されます。

中小企業者等が取得等をした特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものについては、即時償却ができます（現行は30%の特別償却）。

なお、中小企業者等（現行は特定中小企業者等）にあつては、即時償却と7%（特定中小企業者等は10%）の税額控除（控除限度超過額は1年間の繰越し可）との選択適用ができます。

| 資本金               | 現行                  | 改正案               |
|-------------------|---------------------|-------------------|
| 3,000万円超<br>1億円以下 | 30%特別償却<br>(税額控除なし) | 即時償却<br>又は7%税額控除  |
| 3,000万円以下         | 30%特別償却<br>又は7%税額控除 | 即時償却<br>又は10%税額控除 |

（注） 中小企業者等とは、資本金（出資金）の額が1億円以下の法人等又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいいます。このうち、資本金（出資金）の額が3,000万円以下のものは、特定中小企業者等に該当します。

#### 適用時期

産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得等した国内の事業の用に供する生産性向上設備等（特定機械装置等）について適用されます。なお、平成26年3月31日までに取得した場合には、同年4月1日を含む事業年度において適用できます。

### 4 少額減価償却資産の損金算入の特例の延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されます。

#### 適用時期

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得し、事業の用に供する30万円未満の減価償却資産について適用されます。

（注） 適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が限度となります。

## 5 復興特別法人税の1年前倒し廃止

企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税の課税期間が1年前倒しで廃止されます。

また、復興特別法人税廃止後の復興特別所得税額は、利子及び配当等に課される所得税額と合わせて、各事業年度の法人税額から控除されます。なお、復興特別所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額は還付されます。

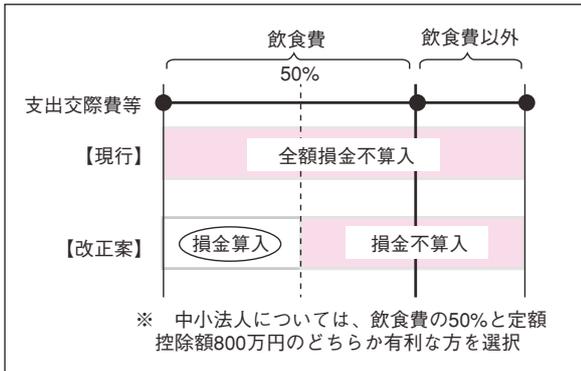
### 適用時期

復興特別法人税は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度までで廃止されます。

## 6 交際費課税の特例措置の拡充

交際費等の損金不算入制度について、次のとおり拡充されます。

- ① 交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用（注）の額の50%が損金の額に算入されます。  
（注）専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用（いわゆる社内接待費）を含みません。
- ② 中小法人に係る損金算入の特例（定額控除限度額800万円）について、適用期限が2年延長されるとともに、上記①と選択適用できます。



### 適用時期

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

## 7 所得拡大促進税制の拡充

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の見直しが行われ、その適用期限が2年延長されます。

| 要件           | 現 行  | 改正案  |
|--------------|--|--|
| 雇用者給与等支給増加割合 | 5%以上   | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平成27年4月1日前に開始する適用年度…2%以上</li> <li>② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度…3%以上</li> <li>③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度…5%以上</li> </ol> |
| 平均給与等支給額     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内雇用者に対する給与等</li> <li>・ 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続雇用者に対する給与等（注）</li> <li>・ 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること</li> </ul>   |

（注）「継続雇用者」とは、適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者のことをいいます。したがって、適用年度に新規で採用したものや、前年度で退職したもののに対して支払った給与については、平均給与等支給額を比較する上で計算には入れないことになります。

## 8 既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設

法人が有する耐震改修対象建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行ったものが、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について特別償却（25%）ができることとなります。

- （注1）耐震改修対象建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律の既存耐震不適合建築物のうち耐震診断結果の報告が同法の規定により義務付けられるもの（要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物）をいいます。  
（例）宿泊施設、病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物など
- （注2）耐震改修とは、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替であって、その耐震改修対象建築物に係る耐震基準に適合するものとして、地方公共団体の長・指定確認検査機関・建築士による証明がされたものをいいます。

### 適用時期

平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までの間に取得等した耐震改修対象建築物について適用されます。

## II 所得税関係

### 1 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限について、次のとおり見直されます。

|               | 現 行     | 平成28年分の所得税 | 平成29年分以後の所得税 |
|---------------|---------|------------|--------------|
| 上限額が適用される給与収入 | 1,500万円 | 1,200万円    | 1,000万円      |
| 給与所得控除の上限額    | 245万円   | 230万円      | 220万円        |

### 適用時期

平成28年分以後の所得税について適用されます。なお、個人住民税については、それぞれその翌年度から適用されます。

### 2 NISA（少額投資非課税制度）の利便性向上

平成26年1月より導入されたNISAについて、同制度の普及・定着を図る観点から次の利便性を高める措置が取られます。

|                    | 現 行                   | 改正案        |
|--------------------|-----------------------|------------|
| NISA口座を開設する金融機関の変更 | 同一勘定設定期間内（最長4年）は変更が不可 | 1年単位での変更が可 |
| NISA口座廃止後の再開設      | 同一勘定設定期間中は口座の再開設が不可   | 再開設が可      |

#### 適用時期

平成27年1月1日以後に変更届出書又は廃止届出書が提出される場合について適用されます。

### 3 特定公社債の範囲の見直し

上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる特定公社債である平成27年12月31日以前に発行された公社債から、同族会社が発行した社債が除外されます。

これにより、同族会社が平成27年12月31日以前に発行した社債の利子で、その同族会社の株主等が平成28年1月1日以後に支払を受けるものは、利子所得の20%源泉分離課税（所得税15%、住民税5%）の対象から除外され、総合課税の対象となります。

#### 適用時期

平成28年1月1日以後に行う上場株式等の譲渡について適用されます。

### 4 ストックオプション課税の適正化

税制非適格ストックオプションに該当する新株予約権等を権利行使前に、その発行法人へ譲渡した場合、現行では譲渡所得として課税されていましたが、給与所得（又は事業所得、退職所得、一時所得、雑所得）とみなして課税されることとされます。

#### 適用時期

平成26年4月1日以後に行う新株予約権等の譲渡について適用されます。

### 5 住宅ローン控除における既存住宅の範囲の見直し

居住者が、耐震基準に適合しない既存住宅を取得した場合において、その取得の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、居住の用に供する日までに耐震改修工事を完了していること等の一定の要件を満たすときは、当該既存住宅を耐震基準に適合する既存住宅とみなして、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

なお、既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特例控除の適用を受ける場合には、適用されません。

#### 適用時期

平成26年4月1日以後に既存住宅の取得をし、自己の居住の用に供する場合について適用されます。

## III 資産税関係

### 1 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の見直し

相続財産である土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、当該土地等を譲渡した場合に譲渡所得の金額の計算上取得費に加算する金額について、その譲渡した土地等に対応する相続税相当額とされます。

|                   | 現 行                       | 改正案                  |
|-------------------|---------------------------|----------------------|
| 土地等を譲渡した場合の取得費加算額 | その者が相続した全ての土地等に対応する相続税相当額 | その譲渡した土地等に対応する相続税相当額 |

なお、相続財産の譲渡に係る確定申告書の提出期限後、当該相続財産の取得の基因となった相続に係る相続税額が確定した場合（相続税の期限内申告に限り、）には、当該相続税の期限内申告書を提出した日の翌日から2月以内に限り、更正の請求により本特例の適用を受けることができます。

#### 適用時期

平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡する場合について適用されます。

### 2 ゴルフ会員権の譲渡損失と損益通算の範囲の見直し

譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）が加えられます。

#### 適用時期

平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用されず。

### 3 住宅取得等資金の贈与の適用対象となる家屋の範囲拡大

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置及び特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、適用対象となる既存住宅用家屋の範囲に、「耐震基準に適合しない既存住宅を取得した場合において、その既存住宅の取得の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、居住の用に供する日までに耐震改修工事を完了していること等の一定の要件を満たす既存住宅用家屋」が加えられます。

#### 適用時期

本改正の施行日以後に贈与により取得する住宅取得等資金の贈与について適用されます。

## IV 消費税関係

### 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

消費税の簡易課税制度のみなし仕入率について、次の見直しが行われます。

|          | 現 行                  | 改正案                  |
|----------|----------------------|----------------------|
| 金融業及び保険業 | 第4種事業<br>（みなし仕入率60%） | 第5種事業<br>（みなし仕入率50%） |
| 不動産業     | 第5種事業<br>（みなし仕入率50%） | 第6種事業<br>（みなし仕入率40%） |

#### 適用時期

平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用されます。

## V その他

### 1 地方法人課税の偏在是正

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が国税化されます（法人住民税法人税割の税率の引き下げ及び地方法人税（仮称）の創設）。また、地方法人特別税の税率が引き下げられ、法人事業税（所得割及び収入割に限る）の税率が引き上げられます。

#### 適用時期

平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用されます。

## 2 車体課税の見直し

### (1) 自動車重量税の見直し

平成26年4月1日以後に車検を受ける自動車について、「自動車重量税のエコカー減税」が拡充されるとともに、経年車に対する税率が引き上げられます。

〈エコカー減税の拡充：H26年4月～27年4月〉

| 対象車                        | 現 行  |       | 改正案   |
|----------------------------|------|-------|-------|
|                            | 初回車検 | 2回目車検 | 2回目車検 |
| 電気自動車 等<br>H27年度燃費基準+20%達成 | 免税   | ▲50%  | 免税    |
| H27年度燃費基準+10%達成            | ▲75% |       |       |
| H27年度燃費基準                  | ▲50% |       |       |

〈経年車に対する税率の引き上げ：H26年4月～〉

| 車種区分                              | ～13年   | 13年超   |     | 18年超   |
|-----------------------------------|--------|--|-----|--------|
|                                   |        | 現 行  | 改正案 |        |
| 自家用乗用車<br>(0.5tごと・年当たり)           | 4,100円 | 5,000円                                       |     | 6,300円 |
| 自家用バス・トラック (2.5t超)<br>(1tごと・年当たり) |        | →5,400円<br>(H26年4月～)<br>→5,700円<br>(H28年4月～) |     |        |

ただし、営業用自動車については、現行の税率のまま据え置き。

### (2) 自動車取得税の税率の見直し

平成26年4月1日以後に取得する平成22年度燃費基準を満たす自動車等に対する税率が引き下げられます。

〈自動車取得税の税率引き下げ：H26年4月～〉

| 車種区分             | 現 行 | 改正案 |
|------------------|-----|-----|
| 自家用自動車 (軽自動車を除く) | 5%  | 3%  |
| 営業用自動車・軽自動車      | 3%  | 2%  |

また、平成26年4月1日以後に取得する自動車について、「自動車取得税のエコカー減税」が拡充されます。

〈エコカー減税の拡充：H26年4月～27年3月〉

| 対象車                        | 現 行  | 改正案  |
|----------------------------|------|------|
| 電気自動車 等<br>H27年度燃費基準+20%達成 | 非課税  | 非課税  |
| H27年度燃費基準+10%達成            | ▲75% | ▲80% |
| H27年度燃費基準                  | ▲50% | ▲60% |

### (3) 「自動車税のグリーン化」特例の延長

税率の軽減割合「概ね75%軽減」の新設や経年車の重課割合の引き上げなど、一定の見直しを行った上、適用期限を平成28年3月31日まで延長します。

〈グリーン化特例の延長：H26年4月～28年3月〉

| 現 行             |            | 改正案                               |            |
|-----------------|------------|-----------------------------------|------------|
| 対象車             | 税率         | 対象車                               | 税率         |
| 電気自動車 等         | 概ね<br>▲50% | 電気自動車 等                           | 概ね<br>▲75% |
| H27年度燃費基準+20%達成 |            | H27年度燃費基準+20%達成<br>(H32年度燃費基準達成)  |            |
| H27年度燃費基準+10%達成 |            | H27年度燃費基準+20%達成<br>(H32年度燃費基準未達成) | 概ね<br>▲50% |
| H27年度燃費基準       | 概ね<br>▲25% | H27年度燃費基準                         | 廃止         |

〈経年車に対する重課：H26年4月～28年3月〉

| 対象車               | 現 行              | 改正案              |
|-------------------|------------------|------------------|
| 車齢11年超のディーゼル車     | 概ね<br>10%重課 (毎年) | 概ね<br>15%重課 (毎年) |
| 車齢13年超のガソリン車・LPG車 |                  |                  |

電気自動車等、一般乗合用バス、被けん引車を除く。  
また、バス (一般乗合用を除く)、トラック (被けん引車を除く) については概ね10%のまま据え置き。

### (4) 軽自動車税の税率の引き上げ

平成27年度以降の新規取得車の税率を引き上げるとともに、平成28年度から経年車に対して重課が実施されます。

〈平成27年度以降の新規取得車・四輪：H27年4月～〉

| 車種区分 | 現 行 | 改正案    |
|------|-----|--------|
| 乗用   | 自家用 | 7,200円 |
|      | 営業用 | 5,500円 |
| 貨物用  | 自家用 | 4,000円 |
|      | 営業用 | 3,000円 |

〈経年車・四輪：H28年4月～〉

| 車種区分 | 車齢13年超 |         |
|------|--------|---------|
| 乗用   | 自家用    | 12,900円 |
|      | 営業用    | 8,200円  |
| 貨物用  | 自家用    | 6,000円  |
|      | 営業用    | 4,500円  |

\*本内容は、平成25年12月24日に閣議決定された平成26年度税制改正大綱等に基づいています。  
今後の国会審議等にご留意ください。

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

電子申告で  
効率UP!

国税に関する申告や納税、  
申請・届出などの手続きが  
インターネットで  
行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で  
即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告を  
するとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

法人会オリジナル  
キャラクター  
「けんた」

法人会 | 法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。  
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

## 総論

今年4月1日より消費税率が8%に引き上げられました。私も消費者にとって大変大きなインパクトでしたが、その前後のマスコミの対応があまりにも情けなく、そのショックの方がインパクトが強かったのではないのでしょうか。

17年ぶりの消費税率引き上げ。そのタイミングの是非については後の経済指標で判断すべきと思われますが、引上げ前一週間のテレビの話題は、「引上げ前何を買うべきか」「私、こんなもの買いました」はたまた「24時間営業のお店の対応は」などと、何とたわいも無い内容だったのか。消費税率引き上げという、一般国民に税を考える一番の時期、「なぜ消費税率引き上げが必要なのか」「今後、税率は何パーセントが妥当なのか」「軽減税率は？」「インボイスとは？」など等。本来問題提起すべき時、マスコミは何もせずその日を迎えました。来年10月に10%への引上げが予定される中、もっと税金に対する議論が深まっているべきではと思われまます。あまねく国民に増税を迫る中、政府として何を国民に約束するのか、税金をいかに有効に使うのか、ましてや消費税の滞納に関する情報や対策を、マスコミを通してアナウンスすべきと考えます。

アベノミクスが世に出て1年半が経過しました。三本の矢のうち、第三の矢である「成長戦略」が今一見えてきません。大都市・大企業にその効果は表れているようですが、私も地方の中小零細企業には未だその恩恵は届いていません。デフレ脱却がある程度時間を要するのは理解しています。政府は「成長戦略」を継続的かつ大胆に、推し進めていただきたいと思えます。その中で、規制改革・行政改革は必要不可欠です。政治家がお金を「借用」してまで選挙をしているようでは、特定の団体や企業のための政治になってしまいます。国民全体の幸せのために、政治家の皆さんは汗をかいて欲しいものです。

平成26年度税制改正において、法人に対していくつかの改正が行われましたが、期限限定の税制ばかり。知っている人だけが得をするような税制であり、「公平・中立・簡素」という税制の原則とはかけ離れております。今後、日本経済が本当に活力を取り戻し、努力した者が報われる社会、善良な中小企業が経営を維持成長できるような税制を目指し、平成27年度税制改正に関する提言をまとめました。

## 基本事項

## 1. 法人の税負担のあり方

## (1) 法人税率の引下げ（中小企業優遇税制の確立）

少子高齢化、人口の減少や国際競争の激化に加え、中国をはじめとする新興諸国の台頭により、我が国企業の国際競争力の低下が懸念されている。法人課税については、世界的に実効税率は20%台が主流となりつつある中、我が国の実効税率は欧州やアジア諸国に比べ依然として極めて高い水準にある。こうした国際的な流れを踏まえ、国際競争力を維持し、企業経営の活性化や経営体質の強化のためにも、法人税基本税率の更なる引下げにより実効税率30%以下を要望する。

## (2) 中小企業の定義（範囲）の改定

税法上の中小企業の定義については、現在、資本又は出資の金額が1億円以下となっているため、それを超えると税制上の優遇措置を受けられないことになっている。経営基盤を強化するためには、資本の充実がグローバル化された経済社会では必要不可欠であり、企業活動の活性化の観点や税制の「公平・中立・簡素」の三原則、また会社法及び企業会計原則等に沿うためにも中小企業の定義を現状の1億円以下から、会社法と同様、5億円以下に上げるとともに貸借対照表の負債の部合計額200億円未満という基準も取り入れ、その範囲内においても更に3～4区分に細分化することを要望する。

## (3) 中小企業の軽減税率の適用（中小企業優遇税制の確立）

我が国の中小企業は、国の経済構造において重要な役割を果たし、地域経済の大きな担い手となっている。しかし、近年、中小企業は度重なる法人税課税ベースの拡大により、雇用や金融面の問題も含め、極めて不利な立場に置かれている。

また、連結納税制度が導入され、連結納税に伴う税収減を補うための方策として導入された措置も、結果的に法人税の課税ベースの拡大を招き、中小企業にとって不利となっている。

現行の中小企業に対する軽減税率を更に引下げるとともに、長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,500万円にまで上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。

## (4) 同族会社の留保金課税の全面的廃止

中小企業の体質強化の阻害要因となってきた「同族会社の留保金課税」は、平成19年度の税制改正で資本金1億円以下の企業は対象外とされたが、中小企業にとっての外部資金の調達は依然として難しく、内部留保が柱となっている。中小企業の財務体質を強化する観点からも全面的に廃止することを要望する。



定が行われたが、引き続き次を要望する。

- a. 開発行為に伴う資産の無償提供を寄付金で処理する場合、繰延資産として処理することになっているが、行政上の要請により協力するものであり、一括損金処理を認めること。
- b. 一般寄付金の損金算入限度額は、資本金等の金額基準と所得基準で計算した合計額の1/2以内が、平成23年度改正で1/4以内と課税強化されたが、企業の社会貢献活動の活発化を促進するとの観点から、資本金等の基準率を見直す等、限度額を拡大すること。
- c. 特定公益団体に対する寄付金は一般寄付と区別し、損金算入できるようにするとともに、少額な寄付金は全額損金として認めること。また、公共的な団体に対する寄付金は、指定寄付金と同様な取扱いとすること。

#### (12) 支払配当金の二重課税の排除

配当に関する二重課税の調整として、平成元年度までは留保分（40%）と配当分（35%）に基本税率の差が設けられていたが、現在は一律30%となり、基本税率による調整は行われていない。二重課税排除の観点から、個人株主に対しては「配当控除制度」、法人には「受取配当等の益金不算入制度」が各々設けられているが、配当所得に対する所得税と法人税との間の二重課税の調整は未だ不十分のままとなっている。

投資推進の観点から西欧諸国と同様、二重課税を排除するとともに、地方税の住民税課税に見られるような上場株式と非上場株式に関する税法上の諸差別の是正も要望する。

- (13) 「租税特別措置」についてゼロベースからの見直しが行われ、整理統合が進められるようである。その「ふるい」にかける為に、租税特別措置透明化法を制定し適用額明細書の添付義務を廃止するよう要望する。

#### (14) 大法人100%子会社に対する中小企業向け特例措置適用の見直し

大法人の100%子会社の税制上の取り扱い（中小特例の適用）について見直されたが、雇用延長策や雇用確保策の点からも除外するのは不相当であり、特例措置適用とすることを要望する。

## 2. 所得課税のあり方

### (1) 税率構造の見直し

税率構造は4段階構造となったが、累進税の構造はそのまま、税率も諸外国に比し高率であり、依然として中間所得者層には重税感がある。課税ベースを広げ、累進構造を是正し、適用税率を見直しすることを引き続き要望する。

また、国・地方合わせた実効税率は50%以内にすべきである。

### (2) 課税最低限

課税最低限は依然として主要諸国と比較し高く、非納税者の国民全体に占める割合も年々高くなってきている。国民全般に税に関心を持たせ、税の公平性を保つ意味からも課税最低限度額を下げるとともに、パートやアルバイト収入に対しても源泉課税を行う等の「広く、薄く、公平な」税制を実現すべきと考える。

これにより現行比不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを提案する。

### (3) 総合課税化

税の公平・中立・簡素の三原則から鑑みれば、最終的には総合課税化を目指すべきであり、総合課税の下に累進課税とすべきである。現行の「上場株式に係る配当所得」、「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引にかかる雑所得」等については分離課税とされている。さらに、金融課税一体化等が進められている。しかし、これらは総合課税への道のりの過程であり、所得税は担税力に応じて税負担を分かち合うといった原則から考え総合課税とすべきである。これらの分離課税は20%と所得税の最高税率40%に比べ低い。分離課税適用の高額所得者にとっては、非常に有利な課税方法である。以上により、分離課税ではなく総合課税を目指すべきである。

その実現のために、N分N乗方式、2分2乗方式への移行やマイナンバー制度等の基盤の確立を急ぐべきである。

### (4) 少子・高齢化社会に備えた環境整備と税制の再構築

#### a. 給与所得控除の見直し（少子化社会に備えた税制）

少子化社会に備えすぎる所得控除を整理し、必要性の高い控除については控除金額を増額する等、控除制度全般を見直すべきである。

先般、子ども手当（現行の「児童手当」）の支給に併せて年少者扶養控除が廃止されたが、特に少子化対策に効果があるものについては、子育て期間中の養育者控除を新設したり、思い切って税額控除を行う等の教育や育児に関わる新しい斬新な制度の創設を要望する。

また、児童手当を廃止して、保育費用・学校給食・子どもの医療費等の無料化や出産費用の全額国負担、全国の保育施設の充実による保育待機児童対策などの環境整備を優先すべきである。

さらに将来を展望し、現在の個人単位からN分N乗方式、2分2乗方式への移行も視野に入れていく必要がある。

#### b. 公的年金課税制度の改善（高齢化社会に備えた税制）

定率減税の廃止など個人所得税の重課税傾向が強まっている。特に公的年金を受給している高齢者にとっては、老年者控除が廃止され、年金課税や後期高齢者医療制度など、ここ数年、高齢者への課税強化、負担増が目立っている。

公的年金受給者については公的年金以外の所得金額を重視し、公的年金以外に所得の無い者や小額な者については控除額を大きくしたり、一定水準額以下の年金は非課税にすることに加え、また高齢化の伸展に伴い介護老人等が確定申告を行うことが困難な場合が生じていることについての配慮を求める。

反面、多額の収入を得ている者には応分の負担を求める等、年金所得に対する控除について見直しを行うべきである。特に高額な公的年金受給者770万円超の控除は廃止すべきである。

また、年金制度改正の対象とならない年齢層をなくすなど、既得権者だけが有利になるようなことのないように配慮して欲しい。

#### (5)自然災害等への対策を講じた場合の税制上の優遇措置

法人税の項でも述べたが、個人の場合でも同様なケースが生じる訳であり、自然災害に対する予防・安全対策を講じた場合は、その対策等に要した費用に対して雑損控除の枠を拡大する等の税制上の優遇措置を講ずるよう要望する。さらに、災害にあった場合については、雑損失のうちの災害により生じた部分は繰越控除に期間を無制限もしくは30年とすべきである。

#### (6)住宅関連税制の改善

- a. 平成25年度税制改正により住宅ローン減税の拡充・延長がなされたが、住宅購入は税制に合わせて購入するものではなく、個人のライフステージに応じて購入するものである。まずは恒久的な税制にするよう、制度を再構築すべきであり、特に控除期間については、一般の住宅ローンの借入期間に併せ、20年とするよう希望する。
- b. 平成26年度の消費税率引き上げにおいて税率8%が適用され、また今後の税率引き上げの対象とされる可能性もあるが、個人が一生に一度あるかないかの買い物に対して、消費税率の引上げは大変な負担を強いるものである。特に裾野の広い住宅産業ということを考慮すれば、一歩間違えば景気回復の足を引っ張る懸念もある。個人がより良質で安心・安全な住宅に住めるよう、一定の条件を満たした居住用小規模住宅を購入、または新築する場合は消費税を支払った後、還付申告により一定割合を還付する税制面での優遇措置の導入を強く要望する。
- c. 住宅の購入または新築にかかる不動産取得税の廃止を要望する。直ちに廃止できない場合は、当面、不動産取得税の控除額を2,000万円に引上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋1戸については400万円とすること。また、中古住宅についても不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税において減免規定を設けること。

#### (7)二重課税の全面的廃止

株式配当課税や酒税、そして揮発油税等において現行の税制度では二重課税となっている部分が極めて多い。経済活性化等の観点からも税制度全般を見直し、二重課税を全廃し、個人の消費意欲を喚起すべきである。

#### (8)復興特別所得税について

平成23年度改正により、東日本大震災からの復興財源として復興特別所得税が、平成25年分から25年間に亘りすべての所得税額の2.1%相当額を課税されることになった。25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを強く要望する。また“復興”とは結びつかない用途が不明確なものは取りやめることを要望する。さらに、これは、特別所得税より消費税を財源とすべきものである。

#### (9)不動産譲渡損失の損益通算の復活

平成16年1月1日より居住用以外の土地建物を売却した際に生ずる損失については、損益通算が認められなくなったが、不動産の流動化にとって一層悪い影響を及ぼすこととなる。損益通算の復活を要望する。

#### (10)不動産所得の負債利子の損益通算の復活

不動産に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合は、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。この取扱いはバブル期の特別措置として設けられたものであり、納税者に不利益を強いるものである。損益通算の復活を要望する。

### 3. 相続・贈与税制のあり方

相続税は、米国をはじめ西欧諸国を中心に廃止の傾向にある。

平成25年度税制改正にあるような相続税の課税強化の方向性はもとより、わが国の相続税制が今後も現行のまま推移すれば、国内財産の海外へのシフト、即ち国内財産の空洞化を招くこととなるので、近い将来、廃止することを要望する。

#### (1)相続税の課税強化の見直し

平成26年度税制改正において、基礎控除の大幅な引き下げ等相続税の課税強化がなされたが、国際的に見て主要先進国とほぼ同水準の現行水準から、むしろ基礎控除額の引き上げを要望する。

#### (2)事業承継税制の確立（法制化）

- a. 現在のわが国の事業承継税制は、欧米諸国に比べ未だ不十分である。  
日本経済の担い手である中小企業の企業存続に関わる問題であり、また、国際競争にも十分太刀打ちできるよう内容の整備を行うとともに、簡明化し、独立した税制として法制化すべきであることを、まず要望する。
- b. 平成25年度税制改正により事業承継の要件緩和がなされたが、これら緩和後の要件であっても、厳しい中小企業の経営環境から見て、極めてハードルが高いものであり、国際競争上、事業用資産について原則非課税としている欧米諸国とは、全く勝負にならない。欧米諸国と同様、事業承継に係る事業用資産は非課税とすべきである。  
全面非課税とするまでの間は、少なくとも農業従事者と同様、"猶予期間"を延長するか、できれば、"猶予"は"免除"とすべきである。
- c. また、取引相場のない株式の課税価格は、事業承継にとって大きな足かせとなっている。前述の通り、軽減措置については、若干の拡充が図られてきているが、欧米で採用されている事業用資産の非課税（軽減）措置とは見劣りがする。当面、軽減措置で対応するのであれば、減額率を70%程度に引上げること。前項でも述べた通り、最終的には非課税とすることを強く要望する。  
また、この軽減措置は、小規模宅地の課税価格の特例と選択適用となっているが、これを切り離して、それぞれに適用するよう要望する。
- d. なお、相続税について、現政権では「富の一部を社会に還元する」という考え方により遺産取得課税方式の導入が検討されている。これは、今まで緩和されてきた相続税の負担水準を厳しくし、世代間の承継を抑制して、再配分機能を回復させることが狙いのようだが、中小企業の安定的な存続と成長を目的とした事業承継制度が拡大・強化されるよう強く要望する。
- e. 親族外承継について認められたが、相続税の申告方法が従来のものであれば、遺産内容が全て親族外の第三者に知られることとなり、問題が残らないように相続人との調整措置が必要である。

#### (3)非上場株式の評価について

事業承継における問題点を踏まえ、平成20年度までの非上場株式の評価制度を復活させる必要があると考えられる。この制度を復活させた上で、従来の10%評価減方式を80%以上評価減に拡大させるとともに、適用要件のうち発行済株式等の総額20億円の上限の緩和、同族関係者の株保有割合50%以上の緩和等、同族色の少ない非上場会社も対象になるような改正を従来の制度に施し、今回の納税猶予制度と並立させてどちらかを選択できるように、制度の拡充を図るよう要望する。

#### (4)相続時精算制度について

- a. 平成15年度の税制改正で相続税・贈与税制において、その一体化と税率の若干の引下げが実現したが、この一体化措置は現行制度との選択制になっている。生前贈与とはいえ死亡時に改めて相続額に組み込まれるので、精算課税制度を選択した場合は、その都度申告しなければならない。生前贈与の円滑化のためには、更なる税率の引下げと贈与段階で納税が完了するように手続を簡素化すること。  
また、複数年にわたり利用できる2,500万円の非課税枠を引上げるべきである。これに関連した提案であるが、従来方式での基礎控除額であっても、居住用等の使用目的によって基礎控除額を増大させれば、一層贈与が促進するのではないかと考える。
- b. 平成24年度税制改正大綱では、直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税限度額については、省エネ・耐震住宅に関して現行1,000万円から1,500万円に拡大が織り込まれているが、3年間で1,000万円に戻すこととなっている。  
1,500万円の恒久的非課税限度額を要望する。  
また、住宅取得資金の贈与に係る相続時精算課税制度の1,000万円の上乗せ特例が3年間延長されたが、同様に恒久的な継続を要望する。
- c. 相続時精算課税制度について未だ活用の事例が少ないようである。同制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時かあるいは採用した時点かのいずれか評価額が低い方を選択適用できるように要望する。

### 4. 地方税制のあり方

#### (1)地方自治体の課税自主権の拡大に伴う監視の強化

政府の"三位一体改革"により地方自治体の課税自主権は大きく拡大していくことは確実である。まず、税源の移譲を皮切りに地方分権改革はスタートしたが舵取りを誤ると地方行政の肥大化、ひいては地方財政の破綻という最悪の事態も考えられる。

については、これからの地方の行・財政状況の変化、特に地方分権一括法により制度化された法定外目的税の運用等について、世論とともに、監視し或いはあるべき姿を提言できる利害関係のない第三者機関を設立することを提案する。

## (2)土地等不動産にかかる流通課税の見直し

地価の下落は保有資産の目減りをもたらし、不良債権処理を困難にする等企業経営に悪影響を及ぼし、景気回復の足かせとなっている。かかる経済状況下では、経済波及効果の高い不動産市場の流動化が不可欠である。譲渡課税については過重な譲渡所得税を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止または大巾に軽減することが必要である。更に、農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は、極めて複雑となっている。

固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

## (3)固定資産税の見直し

行・財政改革は、国に限ったことではなく、当然、地方においても断行されなくてはならない。まず、このことを前提として、引き続き次を要望する。

- a. 平成19年度に法人税の減価償却方法が改正されたが、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている。特に、特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度額については、法人税と同様に扱うことを要望する。
- b. 固定資産税の税率を引下げ、基本税率を1%程度とするとともに、建物の減価償却を認め課税標準を引下げる。また、再建築価格方式によって行われている家屋の評価については、家屋は年々老朽化し価値が下がるので、家屋建築後の経過年数に応じた評価法に改めるなど、税負担の軽減策を要望する。
- c. 固定資産税は、土地の利用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目する税ではない。10年以上も地価が下落しているにもかかわらず負担調整との名のもとに課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。  
評価方法を収益還元価格で評価するとともに、税率を軽減することを要望する。
- d. 固定資産税等の評価基準は公示価格の70%としているが、地価が下がっている現状を考えると、評価見直し期間を3年に1回でなく、2年に1回程度に改定すること。  
また、評価基準を現行の70%から以前の50%へ戻すことを併せて要望する。
- e. 新築住宅で耐火構造または準耐火構造については、新築後3年間から5年間家屋の固定資産税が1/2となる特例があるが、優れた耐震性のある住宅についても、同様の軽減措置を要望する。また、同制度の恒久適用化を要望する。
- f. 本来都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきである。実態は納税義務者に一律かつ恒久的に課税され、固定資産税の一つとなっている感がある。都市計画税は廃止すべきである。
- g. 平成18年度に耐震改修促進税制が創設され、住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されることになった。同制度については、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに、適用要件を緩和し、適用期間を延長して、更に利用し易い制度に改善することを要望する。

## (4)償却資産に関わる固定資産税の廃止

諸外国には例が少ないことを踏まえ、企業の国際競争力を削ぐことがないように、償却資産の固定資産税を廃止することを要望する。

なお、廃止までの間は、国税と同水準の免税点への引き上げ、30万円未満の少額資産を対象から外すこと及び備忘価格（1円）までの償却を認めて欲しい。

## (5)地方独自課税（外形標準課税）のあり方

地方独自課税の拡大、特に、外形標準課税は、既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業所税、超過課税等を負担しているにもかかわらず新たな納税を強いることとなり、企業にとって二重の負担となる。

また、赤字企業やベンチャー企業、黒字とはいえ収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、経済活力の成長・発展を阻害する要因となりかねない。

税額算定の基礎に人件費を含めることなども含め、安易な税収確保を求める姿勢には賛同できない。

まず、二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に、地方税の抜本的見直しを行うべきであり、特に、問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。万止むを得ない場合でも、対象資本金の額を会社法の定義に合わせ5億円以下に引上げるべきである。また、いかなる場合であっても、70%を超える企業が赤字経営に悩んでいる資本金1億円未満の企業にまで導入することは、断固、阻止すべきである。

## (6)地方税体系の簡素化と徴税・納税手続の国税との一本化

地方税体系は、極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず、地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要望する。

また、申告・納税及び徴税手続を簡素化・効率化するとの観点から、消費税制で既に実施しているように、地方税を国税の付加税として申告及び徴税手続を一本化すべきである。直ちに一本化できない場合は、まず、県民税と市

町村税を一本化しソフトランディングさせ、その後で国税と一本化することも止むを得ないとする。

将来的には社会保険料の徴収を含めて一本化できれば、担当者の専門職化が一層促進され、職員数の削減等で更に効果が期待できる。

(7)未上場株式の小額配当への住民税課税の廃止

平成15年度の税制改正において、未上場株式の小額配当に係る住民税の所得割について非課税措置が廃止された。その中で上場株式は10%の源泉徴収に減額されたのに対し、未上場株式は従来通り20%の源泉徴収に加え、従来は小額配当は非課税で申告不要であったものが、住民税については自分で申告納税しなければならなくなった。

このような不公平税制は直ちに廃止すべきである。

(8)事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなっており、事業所税は全面的に廃止すべきである。事業所税の廃止に至る迄の間は、少なくとも免税点方式を基礎控除方式に改め、延納制度を認めること。

また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、当初の徴税目的は地震対策のためであったが、現在は道路の整備が主な用途となっている。

道州制推進の阻害要因ともなるので、早急に廃止することを強く要望する。

(9)自動車取得税・自動車重量税の廃止

現在、道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得時の自動車取得税と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税（または軽自動車税）と二重課税になっており、自動車取得税と自動車重量税については消費税引き上げ時までには廃止することを要望する。

5. 消費税制のあり方

平成26年4月に消費税率の引き上げが実施されたが、項目別に次の通り要望する。

(1)二段階方式の引き上げについて

平成26年4月から8%の税率が適用され、平成27年10月からさらに10%に引き上げることになっているが、企業の事務負担・消費動向の混乱等考慮し、引上げ時期を最低3年間間隔を空けることを要望する。

(2)複数税率について

複数税率にも事務負担が大きいとか課税対象の線引きの問題等があるが、欧米諸国での適用例は多い。適用税率10%時に検討するとあるが、早急に準備と議論を重ね、適用税率10%時に複数税率の適用を要望する。

(3)外税方式について

表示方式については、現在「内税方式」（総額表示）がとられているが、中小事業者にとって消費税の引き上げに伴う販売価格への転嫁は非常に困難であることから、納税者の税意識を向上させることと消費税額の明確化のため「外税方式」への切り替えを要望する。また、価格転嫁ができるように、政府からの国民への周知徹底や行政指導の強化などを強く要望する。

(4)目的税化について

社会保障のための財源という「目的税」化の方向性であるが、将来の社会保障費が明確化されていない中では、むしろ一般会計に組み入れて復興財源や財政赤字削減策の一つとするなど、用途を特定化すべきではない。

(5)住宅取得の際の適用について

住宅取得は最低限必要な生活のための消費であり、過大な消費税の負担額は避けるべきであることから、低い税率を適用するか還付対象とすべきである。ただし、1軒目だけの適用が適正である。

(6)簡易課税制度と事業者免税点制度について

課税売上割合が95%以上の場合、課税仕入税額の全額を仕入税額控除として認められる95%ルールにおいて、課税売上高5億円超の事業者については適用できなくなったが、直ちに企業の規模に関わらず適用できるよう改めるべきである。

また、事業者免税点制度や簡易課税制度の適用については、益税の問題も絡んでいるので慎重な制度設計を要望する。

(7)国と地方との分配について

国と地方の消費税の分配について、平成26年4月に国6.3%、地方1.7%、平成27年10月に国7.8%、地方2.2%に

それぞれ引き上げる方向性であるが、地方への分配を厚くするように要望する。

#### (8) インボイス方式について

税率が8%から10%にアップされていく中、また複数税率の導入も検討されている中で、消費税制度の公平性、信頼性、透明性の向上が求められる。その中で、消費税導入当初から検討されていたインボイス方式への切り替えを議論すべきと考える。

### 6. 印紙税の廃止

取引のグローバル化や電子取引の進展（IT化）等に伴い、事務手続を含めた税制全般について見直す必要性が生じている。

特に印紙税は、電子商取引の出現により課税客体である文書が無くなる訳であり、次第にその存在意義を失ってきている。26年度より、一部印紙税の軽減措置が拡大されたが、海外での契約書の作成調印やネット取引による印紙税の節約傾向が強まるなか、印紙税は廃止すべきと考える。

### 7. 道州制の採用

国および地方自治体はいずれも極めて厳しい財政状態にあり、これを再建・健全化するためには、財政支出の削減、国・地方議員の削減、行政機構の簡素化、行政の民間への委譲等、所謂"小さな政府"の実現が必要であるが、いずれも大胆な大改革を断行しなければ実現不可能である。

その一案として、昨年に引き続き『道州制』の採用を提案する。

全国の市町村の合併を推進し、全国を8から10の州（ブロック）に分け、都道府県を廃止して徴税の中心を州（ブロック）とする。そして地方に権限と財源を移譲し、政府は外交、防衛や教育、金融政策などに特化すれば、国と地方による二重行政の弊害を解消し、少なくとも同一業務を重複して担当する公務員を大巾に削減することができる。歳出の削減は勿論、地域的不均衡も是正され、"小さな政府"の実現が可能となる。ハードルは高いが、今こそ思い切った行・財政改革の柱として取り組むべきである。

### 8. 環境税のあり方

環境問題は、分野的にも地域的にも広汎かつ多面的な関連を有する問題であり、その税制上の対応については性急に論ずる問題ではない。従って社会トータルの問題として、環境問題個々の状況に応じて、巾広く慎重に検討すべきものとする。

環境税制について論ずる前に、環境の良化や保全に貢献するためにした経費を損金に算入できる措置や補助金の支給または助成する措置を考えるべきである。

また、平成24年度税制改正に組み入れられたが、地球温暖化対策のため石油石炭の税率の上乗せについては、暫定税率が残っている中での適用であり、暫定税率を含め廃止すべきである。

### 9. マイナンバー制度の導入

マイナンバー制度は、納税者の所得及び資産を把握するためには効果的な制度である。特に、利子所得、配当所得及び有価証券譲渡益の源泉分離課税から総合課税への移行時などの資産課税税制の一本化や社会保険料の徴収において、当局にとって極めて効率的かつ有効な制度である。グリーンカード制度導入に備えて投資した設備のフル活用及び歳出削減等の観点からも国民共通番号制度を早期に導入することを要望する。ただし、新たな番号制度の導入にあたっては、各行政上の既存番号制度との統合を図るなど、効率化を図るべきであり、単純な増設的制度導入は避けてほしい。

しかし、本制度は単に税制にとどまらず、導入・運用費用の増嵩、国内資金の海外シフト等の懸念に加え、プライバシーの保護等、国民生活に影響を及ぼす大きな問題を孕んでいる。導入の検討にあたっては、関係省庁は決して縦割組織で対応することなく、省庁間の連携を密にした横割組織で対応することを強く要望する。

### 10. 電子申告・納税制度のあり方

平成16年度から開始された電子申告・納税制度は、企業や税務当局にとって事務効率の改善等につながる有益な制度であり、"e-Tax"については、かなりの伸展が見られている。

しかし、ユーザー側にとっては、いまだ情報管理やシステムに係るセキュリティの問題や初期投資費用の問題等に加え、取扱方法を新方式へ変える抵抗感等が絡み、当初計画通りに伸展していない部門がある。

電子申告・納税制度を一層推進するためには、国税と地方税の取扱いを一体化することは勿論のこと、金融機関の税金納付に係る手数料を無料化する等の措置が必要である。特に、利用した場合は、法人・個人を問わず税額控除を行う等の何らかのインセンティブを与える施策が必要と考える。

また、同制度の普及のため、電子証明書の有効期間を5年に長期化することや同証明書発行費用・住基カード更新費用等の無料化あるいは負担還元を検討する必要がある。

### 11. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱上の相違から極めて複雑な会計処理が要求されている。また、時価会計、税効果会計や減損会計が導入され、その取扱内容が一層乖離してきている。同様のことが国税と地方税の取扱いでも見受けられる。また、2015年に国際財務報告基準（IFRS）が導入される見込みであり、日本基準と合わせて開示が必要であるため、企業会計の事務負担や会計処理の煩雑さがますます増大すると考えられる。

企業経営の健全化、企業の事務負担の軽減等の観点から、企業会計と税務会計は勿論のこと、国税と地方税間の整合性も図るべく真摯な検討と国際財務報告基準への対応を含めた関連法令の改定を要望する。また、商法・会社法等の関連法令の改正や制定により税法との取扱いにおいて、乖離が目立ってきている。官庁の縦割組織による法制化姿勢を是正し、関連する法令については、官庁間で事前に調整を行う等、法令間の整合性を図ることを併せて要望する。

## 個別事項

### 1. 法人税

(1)交際費について引き続き、次を要望する。

- a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭等に係わる金額（1件3万円程度）は交際費の課税対象から除外すること。  
また、飲食費の少額控除額5千円を1万円に引上げること。
- b. 新社屋落成式、会社創立記念行事等の招待費用の交際費計上に際し、祝金や会費等の収入金額は、税務上の交際費から減算できるようにすること。

(2)賞与引当金の損金算入について

賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

(3)資本的支出と修繕費の形式区分について、次を要望する。

- a. 資本的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格50%相当額に引上げるとともに、当該金額限度額を300万円に引上げ、損金処理を認めること。
- b. 特に、基本事項でも述べたように、アスベストやシックハウス等による障害の復旧や自然災害等への対策に要した費用の損金処理を認めること。
- c. 工場等の合理化のために、機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。現状ではその移設費は資本的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入とすることを要望する。

(4)事業年度を跨った場合の災害復旧費用の処理について

災害により被害を受けた法人の災害復旧費用で、事業年度を跨った場合は、「災害損失特別勘定」で見積り、費用計上ができるようにすること。

(5)減価償却関連事項として次を要望する。

- a. 法律・条例等により設備を改造した減価償却資産等についても、特別償却を認めること。
- b. 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、日進月歩のソフトウェアの性格から取得時の一括損金算入を認めること。

(6)事業税の損金処理について

事業税は納付時点の損金処理となっているが、事業税の金額は税効果会計により申告書提出時点で確定するので、所得金額をより実態に近づけるためには、申告調整時点で発生年度の損金処理ができるようにすること。

また、当期の損金として引当金計上した場合は、損金として認めること。

(7)貸倒損失の損金処理できる特例について

平成23年度税制改正では、貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば、すべての業種に認めるべきである。

また、債務者に対する売掛債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を避けるため、取引停止後1年以上という期間を6ヶ月以上に短縮すること。

(8)投資促進に対する配慮

現行の中小企業投資促進減税は対象設備が拡大され、適用期間が延長されたが、中小企業の投資を一層促進し、経済を活性化させるとの観点から、対象範囲と減税額を更に拡大すること。また、中小企業支援のため中小企業の設備投資優遇税制を創設することを要望する。この場合、条件を細分化しすぎることにより適用対象が狭くならないように配慮すべきである。

(9)共同研究費の一部税額控除について

中小法人は産学共同研究に頼ることが多く、しかも、必ず成功するとは限らない。優秀な頭脳の海外流出を抑制するためにも、共同研究費の一部を税額控除できる等、使い易いように規制緩和措置を講ずること。

(10)電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引下げられ、売買も不可能となっている。加入権料支払時に一括損金とするとともに、既に購入済の加入権は一括償却を認めること。

(11)外国子会社配当金益金不算入制度の対象となる外国子会社は出資比率25%以上となっている。現地資本及び国内複数会社での合併出資等の例を考慮した場合、出資比率は20%以上に引下げるべきと考える。

(12)リサイクル料の損金算入を認めること。

(13)相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせ年6%から2%に引下げること。

(14)会社立て直しのために債権放棄した場合、「債務免除益」として課税関係が生ずるケースがあるが、債務超過した部分に相当する金額については益金不算入とすること。

(15)不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。

(16)法人税及び消費税の申告期限、納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後3ヶ月以内と改めること。

(17)法人住民税の均等割り負担分を損金算入できるようにすること。

(18)今回の東日本大震災のように、自然災害から生じる被害は経済活動に大きな影響を及ぼす。そのため、自然災害に備えた無税の引当金の創設を要望する。

また、安全対策に要した費用は、一括償却できる等税制上の優遇措置の導入を検討すること。

(19)指定寄付金以外の寄付金については、損金算入限度額を超える金額は損金算入が認められていない。企業の社会貢献活動を活性化させる観点からも、公共的な団体に対する寄付金は金額に関係なく全額損金算入できるようにすること。

## 2. 所得税

(1)諸控除の取扱いについて、引き続き次を要望する。

a. 基礎控除は、憲法25条第1項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。現行の基礎控除額38万円は低すぎる。

生活保護給付等と比較し、増額すべきである。

b. 配偶者控除の廃止は見送られたが、今後廃止される場合でも一定年齢以上の高齢者については配偶者控除の制度を残すこと。

また、労働力確保の観点及びパートタイマー等の源泉課税を前提に、配偶者がパートタイマーである場合の非課税限度額を現行の103万円から150万円程度まで引上げるとともに配偶者特別控除の年収限度額を引き上げること。

c. 年少者扶養控除が廃止されたが、少子化対策として、第2子以降の年少者扶養控除を再設定すること。

d. 基本事項でも述べたが、高齢者への課税強化、負担増が目立っている。

所得制限を設けることは止むを得ないが、合計所得金額が500万円以下の高齢者に限って、従来どおり50万円の老年者控除を認めること。

e. 高齢者の受け取る生命保険（含む共済）の満期返戻金や年金等について非課税または軽減措置を講ずること。

f. 医療費控除の最高限度額を300万円に引上げるとともに、足切り限度の定額基準10万円を5万円に引下げること。

(2)使用者及び使用人にかかわる事項として次を要望する。

a. 使用者が役員や使用人のために掛ける保険料等の非課税限度額を300円から1,000円に引上げること。

b. 役員や使用人に支給する昼食代負担額の非課税限度額を7,000円に引上げること。

(3)退職所得控除額について、勤続年数20年以下の年40万円を60万円に、勤続年数20年超の年70万円を80万円にそれぞれ引上げるとともに、標準年数者（30年）の控除額1,500万円を2,000万円に引上げること。

(4)給与所得者の申告について次を要望する。

a. 年間合計所得金額が2,000万円超の場合は、財産及び債務の明細書を提出することになっているが、申告すべき意図・目的が判然としないので、この制度は廃止すること。もし、廃止に問題があるならば、申告の収入限度額を現行の2,000万円から4,000万円に引上げること。

b. また、主たる給与以外の所得限度額を現行の20万円から110万円に引上げること。

- (5)社会保険診療報酬の特例措置は、平成25年度税制改正でも更なる特定者に対する優遇措置（現行5,000万円が7,000万円に）がなされたが、産科・小児科及び過疎地域の医師を除き概算経費率による計算は廃止すべきである。
- (6)確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6カ月決算の時の5万円以下を10万円以下に、それぞれ引上げること。
- (7)上場株式の配当金及び譲渡益に対する分離課税の税率は、平成26年以降、現行の10%（所得税7%、住民税3%）が20%（所得税15%、住民税5%）になることになっているが、資産課税は、基本事項でも記載したが、まず、マイナンバー制度を導入し、納税者の課税状況を一元管理できる体制を整え、全て総合課税とすべきである。
- (8)源泉所得税に関する事項として次を要望する。
- 源泉所得税の納付期限のうち、12月分については、平成24年度改正により特例法人については1月20日迄となったが、全ての法人について1月末日迄と改定すること。
  - 給与の源泉徴収票の税務署への提出は、現行の「500万円を超えるもの」から「1,000万円を超えるもの」と改定すること。また、源泉所得税の源泉徴収にかかる納期の特例について「常時使用する者10人未満」を「常時使用するもの20人未満」に拡大すること。
- (9)不動産の譲渡所得について次の事項を要望する。
- 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費割合を現行の5%から20%に引上げること。また、譲渡所得の税率を特別控除後の譲渡益の10%に引下げること。
  - 譲渡所得の特別控除を大巾に引上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の3,000万円を6,000万円に引上げること。
  - 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の5千万円から1億円に引上げること。

### 3. 相続税・贈与税

- (1)婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらが多い金額を控除できることとする。また、夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税とすること。
- (2)居住用財産を相続した者が引き続き自己の居住用に供する場合は、その居住用財産の価格を限度として1億円の特別控除を行うこと。
- (3)相続財産確定のために支出した費用（弁護士、税理士費用等）を相続財産から控除できるようにすること。
- (4)相続税基礎控除額については、平成25年度税制改正で現行「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」から「3,000万円+600万円×法定相続人の数」に引き下げられるとされているが、むしろ引き上げるべきである。相続税基礎控除額を現行の5,000万円から1億円に、法定相続人1人につき1,000万円を2,000万円に引上げること。
- (5)法定相続人が未成年者または障害者の場合の税額控除算出について、現行の税額控除額・年10万円はいかにも低過ぎるので、60万円程度に引上げること。また、特別障害者については年20万円を一挙に100万円程度まで引上げること。
- (6)法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税とすること。廃止する迄は、少なくとも、それぞれの非課税限度額を、現行の500万円を3,000万円に引上げること。
- (7)非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。
- 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、現行の5%保有を10%保有まで拡大すること。
  - 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合25%以上の判定基準を50%まで引き上げること。
  - 非上場株式の評価においては、純資産価格及び類似業種比準価格の調整率を、現行の70%から20%程度迄引下げること。
  - 事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。また、その際には何等条件を設けないこと。
  - 純資産価額方式による評価にあたっては、従業員退職金の期末要支給額の全額を負債として取り扱うこと。

- (8) 準確定申告及び納税期限を4ヶ月から6ヶ月へ延長すること。また、相続税の申告及び納付の期限を相続開始の日より1年以内に改めること。
- (9) 贈与税について、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の2,000万円から4,000万円に上げること。  
また、4,000万円に達する迄は重ねて贈与できることとし、適用回数の制限は設けないこと。
- (10) 直系尊属からの生前贈与や高齢者から若年層への資産移譲を促進するためには、平成25年度税制改正にある最高税率55%（現行50%）の新設は実施しないことを要望する。
- (11) また、贈与税の非課税枠を110万円から200万円に引き上げることがを要望する。
- (12) 相続後の一定期間内に被相続人から保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更生の請求ができるようにしてほしい。

#### 4. 地方税

- (1) 法人・個人住民税について次を要望する。
  - a. 基本事項でも述べたとおり、住民税は国税の付加税として一本化すること。
  - b. 法人住民税の均等割の資本金区分を細分化し、中小企業について軽減を図ること。
  - c. 個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に、個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。
- (2) 市町村合併を推進するとの観点から、超過課税、事業所税課税、農地の宅地なみ課税は、三大都市圏に限定すること。
- (3) 県民税の利子割は納付内容が煩雑なため、国税に吸収し一本化すること。
- (4) 自動車税関連事項として次を要望する。基本事項でも述べたが、自動車取得税と自動車重量税の廃止を要望する。
- (5) 現在の土地の評価は、公示価格を基準に算定され、調整措置のうえ課税されているが、実態に即していない。公示価格、路線価、固定資産税評価額を一元化すること。（一物一価）
- (6) 減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮記帳をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとするか、または、廃止すること。  
また、法人の減価償却資産の申告にあたっては、毎年1月1日直前の事業年度末における帳簿価格によることと改定すること。また、提出期限は2月末日迄とすること。
- (7) 社団化された法人会が直接かつ本来の事業の用に供する不動産の固定資産税及び不動産取得税は商工会議所や商工会の例に準じて非課税とすること。
- (8) 地方税（住民税、事業税）については、欠損金繰戻し還付制度を設けること。  
また、併せて延納制度も設けること。
- (9) 2つ以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の事業税及び住民税の申告・納付並びに特別徴収となる従業員個人の住民税については、当該法人の本店所在地において一括して納付できるようにすること。  
また、申告用紙が地方自治体ごとに異なるので、全国共通とし統一化すること。
- (10) ふるさと納税の取扱方法は、各自治体によって異なる。手続きを簡素化するとともに、全国統一の取扱方法とすること。
- (11) 新たに統合政令指定都市に指定された自治体の市街化区域農地所有者にとって、三大都市圏同様の宅地並み課税の負担は重いため、4年間の軽減率適用期間の延長や生産緑地の指定解除要件の緩和を強く求める。
- (12) 課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物等と課税価格の比較が容易にできるようにすること。  
また、常時、縦覧できるようにすること。
- (13) ゴルフ場利用税を廃止すること。

5. 消費税

(1)消費税制において免税点制度、簡易課税制度等で改正が行われ、納税義務者が増加することになったが、反面、消費税の滞納が大巾に増えることが懸念される。

この消費税の滞納を防止するためには、所得税の源泉徴収方式を取り入れるなどの施策を要望する。

(2)消費税の確定申告書の申告期限、納付期限を法人税と同様な延長を認め、事業年度終了後3ヶ月以内とすること。

(3)消費税の各種届出書の届出内容は複雑で、現行の提出期限（課税期間の開始日の前日）迄に届出の是非を適切に判断することは困難である。提出期限を消費税の前年度の確定申告書の提出期限迄延長すること。

(4)ガソリン、軽油や酒類等には、それぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また、購入時には消費税が課税されている二重課税の是正。

6. 印紙税

印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃止までの間、次を要望する。

(1)印紙税は文書内容により税額が異なっており、課税文書の課否判断が非常に難しい。簡素化し、分かり易くすること。また、納税額を定額とすること。

(2)売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の5万円未満から10万円未満に引上げること。また、配当金領収書または配当金振込通知書の非課税限度額を5万円未満に引上げること。

(3)約束手形及び為替手形の印紙税の非課税限度額を、現行の額面金額10万円未満から30万円未満に引上げること。

(4)消費貸借にかかる契約書は金額に関係なく、また7号文書（継続的取引となる契約書）を含めて一律200円にすること。

(5)収入印紙、県証紙・登記印紙を誤購入した場合の還付請求手続きを新設すること。

(6)法人の役員再選・重任の登記の際の登録免許税を廃止すること。

以上

7/13日  
Bridal Fair

ホテルアンビア松風閣  
松風閣

☆☆ご成約特典☆☆  
5,000組のハッピーをあなたに  
憧れの飛鳥IIで航く  
クリスマス 1night クルーズ  
プレゼント!!  
※詳しくはお問い合わせください

ホテルアンビア松風閣  
ブライダルのお問い合わせは TEL054 - 628 - 3316

# 鯉節屋、郷土史にはまる

## 「志太の浦をご存知ですか」

焼津の魚屋なのに、「なぜ焼津が東洋一の水産の街になったのか」とふとした疑問に答えがでなかった。会社には、寄贈された焼津水産史や、鯉節史などなど業界史などがたくさんありましたが、読む気もなく積まれていました。何気なく、それらの一冊を手に取り、読み進めると、これが面白い。焼津が何で水産都市になり、どのように発展してきたかなどなど、郷土史の登場人物が、ご近所のご先祖だったりで、興味が尽きず、どんどん深みにはまっていきました。焼津通史や、藤枝市史に進んでいき、次々に知的な探求心が湧いてきました。思うに、郷土史を学校で習った記憶がない、焼津や、藤枝の歴史がこんなに面白いなら、みんなに伝えなくてはと、妙な使命感が湧き出てきました。その様な訳で、志太の歴史について、少し書いてみようと思います。

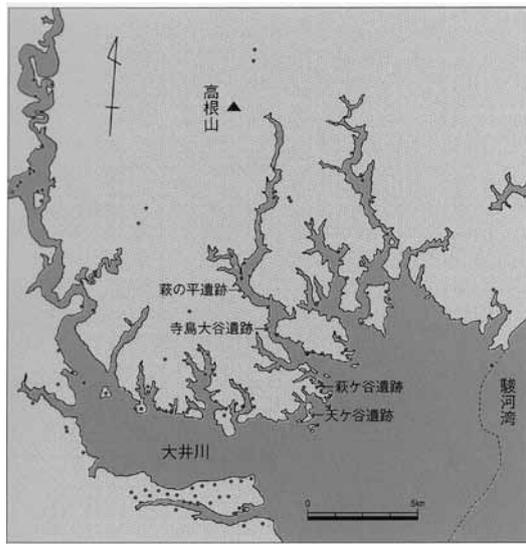
志太の歴史を紐解くとき、地質学的な理解から知る必要があります。今から2万年前、地球最後の氷河期が訪れ、海面水位が、120mほど下がったと言われています。大崩海岸の海岸線は、沖に向かい750mほど棚になり、それから、深くなり、海食台を形成しています。大崩前の海は、浅い棚が形成され、750m先で急に深くなっているのだそうです。つまり、2万年前は、海岸線が、750m先にあり、当時、大崩は、崩れておらず、そのまま隆起した山が、海に接していたのですが、温暖化により、今から、6000年ほど前に現在の海面水位になりました。氷河期から、120mも水位が上昇し、大崩の山も海に洗われるようになりますが、2万年かけて、徐々に浸食され、現在の景観になったようです。海面水位が上昇した縄文海進と言われる現象のなせる業であります。



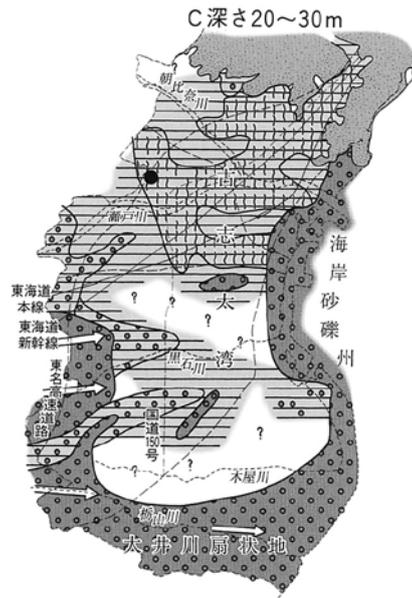
焼津港から見た大崩の景観

その縄文海進で、当然、120mも海面水位が上がれば、志太の平野部は、水没します。その水没した平野部を、古志太湾といいます。この古志太湾の存在を説明しないと、その後の志太の歴史が理解できないわけです。6000年前水没した志太平野は、その後、大井川、瀬戸川、朝比奈川からの堆積物が流れ込み、堆積平野を形成していきます。その堆積平野は、地質学的に沖積層と言われますが、その沖積層は、縄文期には水没しているわけで、次頁の右の図のように沖積層が水没した場所を横縞で表してみると、その縄文遺跡の存在が、非常にわかりやすいものになります。次頁の図は、その遺跡群と、沖積層を示したのですが、縄文遺跡は、水辺に点在していることがわかります。さらに、ボーリングによる地質調査により、志太平野の形成時期がわかります。大井川からの堆積物は、徐々に海岸線を形成し、内陸にラグーン化した低湿地帯化していったことがわかります。焼津の地名にある、保福島、越後島、大島などは、そのラグーン化した低湿地帯にできた中洲ということになり、ところどころに、集落形成がなされ、それが、焼津地区や、小川地区の弥生時代の遺跡になっていきます。

万葉集に「志太の浦を 朝漕ぐ船はよしなしに 漕ぐらめかもよ よしこさるらめ」と謳われている歌があります。意味は、志太の浦を朝漕ぐ船は、何の船だろう。恋人のところに泊まり朝帰りした船だろうか、となるのですが、何のことはない朝帰りを謳った歌らしいのです。意味はともあれ、藤枝から、焼津にかけて広大な湖が奈良時代存在していました。万葉集は、奈良時代の書物であり、この歌も、奈良時代8世紀初頭の歌と考えられますが、志太の浦が、奈良時代には、存在していたという証拠になります。



縄文時代の遺跡分布



沖積層地図

今は、その志太の浦の存在を示す景色は、なくなりましたが、平安期に入り、志太の浦が徐々に堆積物により耕作地化していきます。平安時代も後期になると小柳津御厨ができてきます。小柳津御厨は、伊勢神宮の荘園のことですが、記述にあり、平安末期から、鎌倉期に志太の浦は、徐々に新田開発されて、ラグーンは消えていきます。

また、藤枝の地名由来も、瀬戸川が乱流し、淵をなし、流れが枝のような地区を「淵枝」と呼びそこが、藤枝と呼ばれるようになり、鬼岩寺の門前町として、集落形成したのが始まりのようです。

志太平野の形成史は、まさに、縄文海進による水没からののはじまったと言えるわけです。



引用文献「焼津市史」「藤枝市史」  
 〈寄稿〉榎金虎  
 専務取締役 寺尾仁秀 様

資料参考

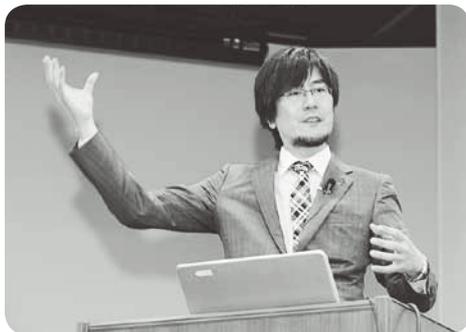
# 講演会

## どうなる世界経済と日本

株式会社経世論研究所所長

三橋 貴明氏

(本講演会の手元資料が必要な方は、  
法人会事務局 ☎ 054-643-8410 までご連絡下さい。)



昨今の経済情勢を見ると、どうやら我が国はデフレーションという病から脱却しつつあるなど。デフレの反対はインフレですね。インフレーションへ

の移行というのは、ここにいる皆さん、私を含めて全員誰一人経験したことがないんですね。そういうわけで初めて見るような現象が、この日本で今起きております。

東京では、今とてつもない人手不足になっております。例えば土木建設産業の人手不足は有名ですが、それだけではないんですね。意外でしょうけれども、IT開発者。さらには運送業、トラックの運転手さんとか、電気工事士、内装工事士。そしてついに来るなどと思ったらやっぱり来ましたが、外食産業ですね。そして人手不足の業界から率先して人件費が上がり始めております。そうすると、例えば外食産業とかで、今まで安い給料で非常に厳しい労働をさせられていた人たちが給料が高い方に移っちゃうんですね。結果、外食産業で人手不足が始まったと。これ、解決策は簡単なんですよ。人件費を上げればいんですけれども、そうなりますと、「すき家」とか「和民」のような安い食事を提供するというビジネスが成り立たなくなってくると。いわゆるブラック企業問題というのも、結局はデフレの問題だったというのがわかるんですよ。要はほかに働くところがないからブラック企業でしぶしぶ働いていた人たちが、今後はより賃金が高いところに移っていくでしょう。

人手不足になると、常識的に考えて労働者の賃金水準、より具体的には実質賃金は上がっていきます。ところが現実の日本全体を見ると、実質賃金は9カ月連続で下落しています。賃金の上昇率を物価の上昇率が上回っちゃった場合は実質賃金の低下とみなすんですけれども、それが9カ月連続しているんですよ。

### ☆政府の目的は「経世済民」

さて、政府の目的とは何でしょうか。政府の目的は「経世済民」です。簡単に言いますと、国民を豊かにするための政治をやることです。これを理解しますと、例えば政府を財政黒字にすること、つまり、政府に利益を出すということですね。規制を緩和する、公共投資を拡大したり、逆に削減したりする。最近やられましたけど、増税とか減税とかです。こういう政策の数々は単なる手段であることがわかるはずですよ。財政黒字でもいいし赤字でもいいけれども、目的である、国民が豊かになる経済を達成できるかどうか。これが全てです。

まず、これを理解した上で次に進んでいきたいんですが、実は

今の世界では、この政府を財政黒字にする、あるいは規制緩和するといった手段が目的化しちゃってるんですね。政府に限らず、企業でもこんなことはやっちゃいけません。手段が目的になってしまっていたら、ぜひ皆さん「これはちょっとまずいんじゃないの」と思っていたきたいんです。今の世界では、多くの国が手段を目的化してしまっています。特に政府の財政黒字化。日本もそうですよ。結果的に何が起きたかという、こんなになってしまいます。これは2014年3月の主要国の失業率を比べたものです。なぜ中国と韓国が入っていないかという、中国と韓国の失業率の統計は信用できず、載せられないんです。ここに掲載されているのは、一応ILO、国際労働機関の基準で比べてもいいでしょうという国々になるわけですが、とんでもない国が2つあるのがわかると思います。ギリシャ、スペインの失業率が、なんと25%を超えてしまっております。現地では地獄でございます。何しろ失業者は所得を稼げません。きょうの大事なキーワードであります「所得」。所得を稼げない人は最終的には飢えて死ぬということになります。なぜなら食べ物を買えないからです。

以前、今のギリシャよりひどかったのがドイツでございまして、1932年に失業率がなんと43.3%に達しました。こうなると国民はもう何をしたらいいかわからない、政治家も何をしたいかわからないということで、誰もが救世主を求めますよ。そこにさっそうと登場したのがナチスドイツだったんですね。ヒトラー政権は大々的なデフレ対策をやったんです。結果、なんと5年間で完全雇用状態に持っていったんですよ。それは人気出ますよ。

今ギリシャで何が起きているか。失業率が26.5%に達し、政府は公務員の削減や公共事業の削減、増税、さらには年金とか医療の社会保障費支出の削減ということをやっています。雇用対策をやらなくて、しゃかりきになって増税と政府の支出の節約をやっております、状況は悪化する一方でございまして。結果ついに、まあ予想どおりなんですよけれども、「黄金の夜明け」なんていうかっこいい名前の政党が幅を利かせてきました。ぶっちゃけナチスなんですよ。何しろ「ギリシャ国内から外国人を全員追い出せ。そして国境線に地雷を埋めると」なんていう選挙公約を掲げて議席取っちゃったんですよ。要は、もうどうにもならないということで、こういうエキセントリックな政党にすぎる段階に至ってしまったんですね。誰もが救世主を求めちゃうためです。

失業率だけを見ると、日本は3.6%ということで、極めて優秀なんですよ。じゃ、日本は大丈夫かという、そんなことありません。私たち日本国民は、過去15年間デフレーションという最悪の経済状況の中苦しみ続けました。働いている人の所得が下がり続けるという地獄を経験し続けてきたわけでございます。

第2次安倍政権が2012年12月26日に発足いたしましたけれども、「デフレを脱却します」ということを標榜して政権を取り、「インフレ率2%」という目標を掲げました。なんで2%なんですか。一般の消費者にとっては物価の上昇率が2%になるということですから、全然うれしくはないですよ。その理由がこれでございます。これは、縦軸に失業率、横軸にインフレ率を置きまして、1980年から2010年までの日本のデータをマッピングしたものです。そうすると、こういう曲線が描けるんですね。これは何を意味しているか。インフレ率がマイナス、つまりデフレのときは失業率が高いんです。インフレ率がプラス化しますと失業率が次第に下がっていきまして、インフレ率2%で失業率が2%強に接近します。面白いことに、インフレ率が5.5%になっても失業率は2%を切らないんですね。つまり、日本にとって2.3%~2.4%ぐらいの失業率こそが完全雇用状態なんです。働きたい人は働けるという状況ですね。インフレ率が上がると、私たち生産者としては、同じものを同じ数売ただけで売り上げが上がるんですよ。そうすると、「設備投資して工場つくったらもうかるじゃないか」「店舗を開いてももうかるじゃないか」と経営者が思い始め、そして人が雇われていくと。実は安倍政権は、「2%のインフレ目標を達成することで我が国を完全雇用にしましょう」と宣言したので、世界から極めて高く評価されたんです。

## ☆経済成長とは

さて、それではどうやって経済成長しましょうかという話なんですけど、経済成長するというのは、物やサービスの売りが増えるということなんですけど、その売り先というのは大きく分けると2個しかないんですよ。国内市場かグローバル市場でございます。安倍政権は、どうもグローバル市場で他国に勝って経済成長しようという路線を進んでいるように見えますが、これは明らかな間違いです。なぜかという、日本はそもそも内需で成長してきた国だからです。

このグラフは、青いのが輸出依存度、赤いのが輸入依存度です。見ればわかりますとおり、日本、アメリカ、そしてブラジルの3カ国が、相対的に外国からの輸出、輸入に依存していない3大産国です。例えばドイツ、輸出依存度41.42%。GDPの四割以上の輸出をしております。韓国はもっとすごいですね。48.54%。中国ですら24.5%ぐらいでございます。

実は、そもそも日本というのは、日本国民の大きな消費や投資、住宅を建設する、あるいは設備をつくらうとか、そういう国内の需要を中心に成長してきた国なんです。「今はそうかもしれないけど、高度成長期は違っただろう」なんて言われるんですが、実は日本の輸出依存度は高度成長期のほうが低かったんです。10%行ったことはありませんでした。日本の輸出状況がピークを打ったのは、2007年の16%ですね。

ところが、グローバル市場で勝とうとするとどうなるでしょうか。例えば韓国や中国など、日本国民よりも所得が低い国々との競争を強いられることになります。結果的に日本企業、特に大手輸出企業は人件費を上げられなくなってくるんですね。なぜかという、価格競争に勝てなくなっちゃうためです。

というわけで、現在の日本で9カ月続いているという実質賃金の下落というのは、グローバルをメインの市場にしている企業にとってはいいことなんですよ。でも、それは日本人に貧乏になれということです。あんまりグローバル、グローバルとやっていると、国内の賃金水準を最終的には中国とかベトナムのほうに合わせなきゃいけないっちゃう。これは「底辺の競争」ということで、世界的に問題視されておまして、日本こそ真っ先に是正すべきなんだけど、いまだにグローバル、グローバルと言ってますからね。これを何とかしなくちゃいけない。

そのためには、ぜひ次の図を完璧に理解していただきたいんですね。これがわかれば経済の7割以上がわかります。先ほど、政府の目的は「経済済民」と言いましたね。「経済」の語源なんですけど、そもそも「豊かになること」という意味なんです。「豊かになる」というのは所得が増えることでございます。ほかに定義はございません。厳密に言うと実質賃金が増えることですね。

所得、所得とさっきから言っておりますけれども、所得には厳密な定義があります。皆さんが生産者として働いて生産した物やサービスを、お客さんに消費もしくは投資として買ってもらったとき初めて所得が生まれます。ここで重要なポイントは、皆さんが生産した物やサービスを買うためにお客様が使ったお金というのは、過去にこの方々が稼いだ所得という話なんです。皆さんが、今、物やサービスの生産に従事する。つまり働いて所得を得ても、話はそこで終わるんじゃないです。その所得で、今度は皆さんが、別の生産者が生産した物やサービスを買います。そうしないと人間は生きていけませんから。この所得生成のプロセスがぐるぐる回っているのが経済なんです。ございます。

今の日本の問題は、先ほども言いましたけれども、所得が足りないことなんです。所得が増えない我々は、その所得をもって買い手に回ったときに金がないという話になります。生産者の皆さんは、「なかなか売れないな」と。「そうだ、値下げをしよう」とやります。すると、買い手の方々はうれしいですよ。今まで100万円を買ってたのが90万円になったと。しかし、この生産者は、値下げをしたことによって、必ず自らの所得を引き下げているということに

ご注意ください。今度は自分の所得がなくなっちゃったということで、ほかの人に対して値下げ要求をする。値下げした生産者は自分の所得を引き下げちゃうので、今度はほかの人に対して値下げ要求をするという形で、この所得の縮小と価格の下落が悪循環を描いてどこまでも続いていく現象のことをデフレーションというわけでございます。日本のマスコミは本当によろしくないんで、デフレについて「物価の継続的な下落」ってよく説明するでしょう。物価が下落するだけだったら誰も困らないんです。物価が下落した結果、働いている人の所得が下がっちゃう。これが問題なんです。豊かになっていないということなんです。

実は、デフレの原因は1個しかありません。人口減少なんか全然関係ありません。世界には人口が減少している国が20以上あります。日本だけじゃないんです。人口減少国のうち、デフレに陥っている国は日本だけです。逆に、ギリシャなんかは、今日本以上の物価の下落に悩まされています。つまりデフレです。人口が減ってわけじゃない南欧諸国でもデフレになっている。それは、単にデフレになるイベントを経験したから。ただそれだけです。デフレになるイベントは1個しかありません。バブル崩壊でございます。

バブルというのは、土地の価格が上がるといって話じゃありません。まさに皆さんが、銀行から金を借りて、土地なら土地の値上がり益、英語で言うとキャピタルゲインを目的に買うんです。要は欲を出すわけです。今100億円の土地がある。来年110億ぐらいになるんだしたら、今銀行から100億借りて買ったっていいわけですよ。みんながそれをやるので、実際に値段が上がります。この、値上がり益を期待して銀行から借りて土地を買う、あるいは株式などを買う行為は、投資とは言いません。投機と言います。欲をかって投資をする行為が爆発的に起こるのがバブルなんです。バブルのときに皆さんが欲をかって買うのは土地だけではありません。日本のバブル期にも変なものを買われていたでしょう。ゴルフ会員権とか。バブルのピークの年のゴルフ会員権の全国の平均価格は、なんと4,200万円でした。今100万円だそうなんです。4,200万円が100万円になっちゃうんですよ、バブル崩壊って。問題はバブル崩壊した後の皆さんの行動です。銀行から4,200万円借りてゴルフ会員権を買いました。それが100万円になっちゃったと。ほぼ0に近いですよ。でも、皆さんの手元に借金はまるまる残っているんですよ。というわけで、バブルが崩壊すると、国民はみんな一斉に同じことを始めます。すなわち借金の返済です。しかし、借金の返済というのは、残念ながら消費でも投資でもないんです。皆さんがどれだけ莫大な借金を返済しても、誰の所得にもなりません。銀行の所得になるわけじゃないですからね。さらに、バブルが崩壊すると、皆さんお家に帰って、今度は家計で同じことを始めます。一斉に銀行預金を増やし始めるんです。でもね、銀行預金もまた消費でも投資でもないんです。皆さんがどれだけ莫大な銀行預金をしても、誰の所得にもなりません。もちろん銀行の所得にもなりません。

もうおわかりでしょう。バブルが崩壊して、国民が借金を返済して、銀行預金を増やしているんです。結果、消費や投資が細り、そして所得が減るというプロセスが始まるわけでございます。

この段階で、政府があることをやると100%デフレになるということがわかってきました。緊縮財政です。簡単に言うと増税と政府の支出の節約でございます。要は政府が金を使わず、さらに増税で国民からよりたくさん所得を吸い上げるという話です。橋本龍太郎政権が97年に消費税の増税を断行しました。さらに公共投資の削減開始と。結果的に我が国はデフレになったんですけど、「当たり前でしょう」と。そもそもバブル崩壊で銀行預金と借金返済が増えて、消費や投資が減って、みんなの所得が減っているところに、増税して消費や投資を冷え込ませ、さらに政府みずからの投資である公共投資を削ったわけだから、たまりません。当然、我が国はデフレになります。

実は日本のデフレが始まったのはバブル崩壊後じゃありません。我が国の物価がピーク打ったのは98年で、そこからずっと下がっておりますから、まごうかたなきデフレーションなんです。物

値が下がる。企業の業績が悪化する。利益も減ります。結果、リストラが増え、非正規雇用や非正規社員に切り替えられる。あるいは、物価が下がるということは日本円の価値の上昇なんです。それで工場が日本から出ていって、雇用が失われて、またまた所得が下がる。今は物価の上昇に給与の伸びが追いつかない形で実質賃金が低下していますけど、デフレ期は物価の下落を上回るペースで賃金が低下しました。どっちみち国民が貧乏になっているわけです。

### ☆GDPは豊かさの指標

さて、先ほど生産者が働いて物を生産して、物やサービスを消費・投資として支出してもらって所得になると言いました。ということは、当たり前ですけど、生産の金額と消費・投資の金額と所得の金額は必ず一致するわけですね。皆さんはこの言葉を知っていますか。GDP (Gross Domestic Product)、日本語で言うと「国内総生産」。これが極めて重要な指標なんです。経済成長とはGDPが増えることを意味しています。私たちが働いて生産した分の合計がGDP。でも先ほど言ったように、生産の金額と消費・投資の金額と所得の金額はぴったりと一致するので、GDPは実は生産の合計であり、消費や投資の合計であり、所得の合計でもあるわけですからね。こういう説明は、新聞やテレビでは絶対にしません。大学教授すらしない。日本でやっているのは私だけですからね。でも、本当はこれが経済の基本なんです。つまり、GDPが増えているということは、生産が増えていることでもあるけど、所得が増えていることでもあるわけです。だから、その国の国民が全体で豊かになっているかどうかを見たんだしたら、GDPを見りゃいいんですよ。

これは我が国の名目GDPの数字です。名目というのは金額で見たという話でございます。なんとピークが1997年、まさに橋本政権です。バブル崩壊後も少しは成長していたのです、日本は。ところが橋本政権が、私たちが借金返済増やして銀行預金を増やしているところで「増税、増税、公共投資削減」なんてことをしたからデフレになって、物価が落ちます。物価が落ちると所得が増えなくなるんです。そして、その所得の合計であるGDPも増えなくなる。横ばいもしくはマイナスでございますね。

要はこれ、一言で言うと、日本国民は全く豊かになっていないということなんです、マスコミにはびこっている日本衰退論的なものにだまされなくてください。皆さんがそういうの信じて落ち込んじゃうと、金を使わないでしょう。銀行預金をさらに増やしましょう。金を皆さんが使わないから、ほかの人の所得が増えないので、デフレが続いてGDPが増えないんですね。

GDPが増えないと国民は困ります。豊かになっていないんだから。給料増えないんだから。でも政府も困るんです。この青い棒グラフは我が国の名目GDPです。先ほど言ったように、97年がピークでございます。この赤いほうは政府の租税収入です。名目GDPと政府の租税収入が極めて似た動きをしているのがわかるはずでございます。当たり前でしょう。なぜなら私たちは所得掛ける何パーセントで税金を払う。所得の合計が名目GDPなんだから、両者が同じ動きするのは当たり前ですよ。

ポイントはやっぱりここ。97年です。97年に橋本政権は消費税増税をしましたね。さらに公共投資の削減なんか始めたものだから、日本がデフレになって、みんなの所得が増えなくなっちゃった。増税の目的って何ですか。増税を増やすことですよ。でも、



デフレ期に増税して、みんなが金を使わなくなると、所得が小さくなって、その所得を源泉とする政府の増税まで減っちゃうという、これが国民経済なんです。政府を財政黒字にしたんだしたら、景気をよく

すりゃいいんですよ、簡単に言うと。そうすれば増税は増えます。景気が良かったら、雇用対策とか景気対策なんてやる必要ないでしょう。そういう状況に持っていけば、みんなハッピーなんだけど、無理矢理増税して、確かに一時的に増税は増える。だけど、国民の所得を減らして、経済をまたデフレの底にたたき落とそうということをやっております。しかも問題なのは、その理屈がわかっていながらやっている。本当に困ったものですね、政治というのは。

先ほどデフレが始まるプロセスを説明しましたが、デフレ期の日本はこの右側にありました。つまり私たちは物の生産能力とかサービスの供給能力はあるんです。その気になれば生産できる。ところが客がない。客というのは、皆さんがつくった物やサービスを買う人だから、要は名目GDPが足りない。しかし、それ以上に皆さんは生産能力がある。ここにデフレギャップというものがあるんです。デフレギャップ、幾らくらいあるんですかね。経済学者さんたちの平均をとると、日本人が本気で働けば、今より100兆円も生産できるんです。全員が雇用されて設備がフル稼働すれば。こういう状況である以上、解決策は誰でもわかるんですよ。皆さんが物をつくり、サービスを供給する売り先があればいいわけです。というわけで、デフレを解消できる存在は政府しかありません。この2番目の政府最終消費支出、もしくは下から2番目の公的固定資本形成。公共投資ですね、簡単に言うと。それでこのデフレギャップを埋めなさい、よりたくさん金を使いなさいという話なんです。

こういうことを言うと、100%に近い皆さんは「理屈ではそうかもしれないけど、国の借金が……」という言葉が浮かんでくると思うから、まずそこを説明したいんですけども、我が国には、実はいわゆる財政問題というものはありません。

まず、財政破綻というものの定義をきちんと考えてみてください。政府が借金を返せなくなること、もしくは利払いができなくなること。債務不履行。英語で言うと「デフォルト (default)」。これが財政破綻です。ほかに定義はありません。結構いろんな国が財政破綻しています。最近だと2012年にギリシャがデフォルトしました。財政破綻するような国では、破綻前に必ずある現象が起きるんです。国債の金利がどこまでも上がっていくんですよ。誰も財政破綻するような政府の国債なんか買いたくないから、金利がどこまでも上がっていく。

不思議なことに日本政府は借金残高を増やせば増やすほど国債金利が下がっていったわけです。なぜか日本政府だけが、借金をすればするほど反対側で金利が下がるという不可思議な現象に見舞われているわけですが、日本政府というのは現時点で世界で最も安い金利でお金を借りられる政府でございますから、財政なんか破綻するわけありませんよ。でもね、全然いいことじゃないんですよ。日本のマスコミはひどくて、こういうフレーズで皆さんをおおります。「国の借金1,000兆円突破。国民一人当たり800万円の借金」。見たことがあるでしょう。これね、最初から最後まで全部うそです。そもそも「国の借金」という表現は日本の財務省しか使っておりません。正しくは「政府の負債」なんです。だって国の借金と聞くと、日本国が外国から借りている金だと思ってしまう。一応言っておきますけど、日本国の外国からの借金というのは500兆円ありますが、同時に我が国は外国に対して820兆円のお金を貸し付けておりますから、320兆円の純資産状態にあります。この額は、驚くなかれ、世界最大です。実は日本は国家全体で見たら世界一のお金持ち国家なんです。そのお金持ち国家の中で政府が借りているのが国の借金、正しくは「政府の負債」、英語で言うと「ガバメントデット (government debt)」です。「政府の負債」と言われると、借りているのは政府だなど、明確になるでしょう。貸しているのは誰か。この方々です。銀行、あるいは生命保険、損害保険、社会保障基金といった、国内の金融機関なんですね。なぜ銀行は、「財政破綻だ、財政破綻だ」とおおられている日本国の国債を買っているか。つまり政府に金を貸しているんでしょうか。理由は皆さんにあるんです。

皆さんにとって銀行預金というのは金融資産でございますけれ

ども、銀行にとっては皆さんからの借入金なんです。銀行は、皆さんの預金を企業とかに貸し出して金利差を稼ぐこと、これが本来のお仕事です。ところが、今はデフレで大手企業は金なんか借りません。景気が悪いので、皆さんどんどん銀行預金つくるわけ。その銀行預金を誰かに貸して運用しなければ銀行は破産しちゃいます。というわけで政府に貸している。皆さんから借りた預金の貸し出し先が政府以外になくなっていったんです。なんでですか。デフレだからなんです。

落ち着いてもう1回考えてみてください。日本の国債を持っているのは、まあ銀行です、生命保険です、損害保険です。でもべつに自前の金を貸しているわけじゃありません。私たちの預金が政府に又貸しされているんです。それが国の借金の正体です。さあ、国の借金、正しくは政府の負債の債権者は誰でしょうか。債務者は政府です。債権者は日本国民なのでございます。皆さんは金の貸し手であって、借り手ではありません。ところが新聞紙上では、財務省がやっているんだけど、「国の借金1,100兆円突破。国民一人当たり800万円の借金」。あれは違うんですよ。「政府の負債1,100兆円突破。国民一人当たり800万円の債権」に直してくださいね。本当にそうなんです。

さて、ここに最近巨大化してきた方がいます。私が最初にこのグラフをつくったとき、これは4%ぐらいだったんだけど、みるみる大きくなっていきまして、今15.71%の政府の国債を持っています。日本銀行ですね。今、怒濤の勢いで日本銀行が銀行から国債を買って、かわりに新しい日本円を銀行に払っています。新しい日本円ですよ。どこかから持ってきたわけじゃなくて。これがアベノミクス第一の矢、金融政策です。1年間に70兆円。すごいですね。ポイントは、国債という政府の借用証書が日本銀行に買い取られてしまうと、政府は借金を返済する必要がなくなってしまう点です。なぜなら日銀は政府の子会社だから。そういう仕組みなんです。ということで、安倍政権は今、第一の矢、金融政策ということで、政府の実質的な借金残高をものすごい勢いで減らしております。「そんなこと言うんだったら、銀行に残っている国債全部買い取っちゃえばいいじゃないか」という話になるんだけど、それをやると銀行が困るんです。銀行の国債が全部買い取られると、かわりに日本銀行から新たな日本円が来るわけです。それを誰かに貸さなくちゃいけないんです。そもそも貸し手がない、あるいは貸したくないから国債を買っているわけなんで、「日本銀行が国債買い取れば借金棒引きになるなら、全部買い取っちゃえ」みたいな乱暴な議論はやめましょうという話ですね。ついでに言うておくと、そんなことをしたらインフレ率がどこまでも上昇していきます。だって700兆円分ぐらいの日本円が発行されることになっちゃいますからね。日本のGDPを超えますよ。そんなことはやってはいけません。

でも、落ち着いて考えてみると、1つ疑問が湧いてくると思います。日本銀行が銀行から国債を買って新たな日本円を発行する。専門的に言うと「量的緩和」ですけど、この時点で皆さんに仕事が生まれていますか。あるいは皆さんの所得が増えていきますか。増えているわけがありません。だって、銀行と日本銀行の間で、お金と国債が行き来しただけですから。というわけで、この日本銀行が発行した金を誰かが借り入れて、消費、住宅投資、設備投資、公共投資という実体経済、さっきの所得創出のプロジェクトね。ここで使ってくれば、初めて私たちの仕事が生まれる。つまり私たちの所得が生まれるわけです。逆に、金融経済、株式投資、土地への投資、先物、為替にお金が使われてしまうと、直接的には私たちの所得は生まれません。というわけで、日本政府は日本銀行が発行したお金をこの左側、実体経済のほうに持っていかなくちゃいけないんです。民間がお金を借りて左側に持ってつければいいんだけど、やらないでしょう。というわけで、アベノミクス第二の矢、財政政策。政府が金を使うんです。

政府が金を使うと、政府の最終消費支出、もしくは公的固定資本形成が増えるので、デフレギャップが埋まります。デフレを脱却するじゃないですか。その金はどこから出てくるか。日銀ですね。

つまり、通貨を発行して、政府は仕事が生まれるように使いなさいと。実はデフレ対策というのはこれだけです。これを何と、バブル崩壊後、日本政府は一度もやりませんでした。アベノミクスで初めて金融政策と財政政策を同時にやるということをやっているわけでございます。

それじゃ、何に使うか、政府は。とりあえず公共投資です。これは96年がピークでした。なぜかわかります？阪神・淡路大震災の復興があったからですよ。その後、橋本政権になって公共投資を減らしに減らしていきまして、小泉政権下でも、ものすごく減りました。遂にピークの半分になりました。これはまずいんです。なぜかという、我が国は自然災害大国だから。大体、日本の道路とかインフラストラクチャーって、高度成長期につくったんだから、寿命ですよ。これを直さなきゃいかんでしょう。さらに東京五輪もありますよね。その前に東北復興をやりましょうということで、自民党はやっとこさってこ反省して、安倍政権から公共投資を増やし始めました。

これらをまとめて、「国土を強靱化しよう」ということを言っている。一応、今月末に国土強靱化基本計画というのが閣議決定される予定になっています。どのぐらいやるのか。例えば住宅の耐震化率。今は70%ぐらいしかないらしいですが、これを95%まで引き上げようとか、そういう目標が盛り込まれているので、うまくいけば国民の生命の安全を守るための投資が増えるはずですよ。消費税増税よりずっと合理的な話なんです。国民の生命を守るためにお金を使って、デフレ脱却しよう。その金はどこから出てくるか。日銀ですね。いつまでやるのか。インフレ率2%。なぜ2%か。完全雇用になるからという話なんです。

問題はここからです。今、日本は一部の産業がこの右側、デフレギャップの状態から左側の状態になってしまっています。つまりお客さんに対して供給能力が足りない。最初に言った人手不足問題がこれなんです。特に土木・建設。なぜなら、我が国の建設業務許可業者数を見てください。99年には60万社あったのが、今47万社です。その市場から去った労働者が、180万人を超えるんです。土木企業、建設企業の供給能力が減ったところで東日本大震災が発生して、自民党がやっとう頭を正気に戻して、東北の復興だ、国土強靱化だということで、今左側にあるわけです。でも、最初に言いましたけれど、この左側の状態というのは、実は非常にいい環境なんです。これは働く人のみならず、経営者にとっても本当はそうなんです。なぜなら仕事はあるんですから。仕事はあるんだけど人手がない、あるいは供給能力が足りないんだったら、設備投資をやるよ、人材を雇用しよう、育成しようよと。人材の奪い合いになるので、人件費上げようよということで、みんなが豊かになっていく社会というのは、この左側のインフレギャップ状態じゃないと絶対に実現しないわけです。

我が国の高度成長は何で起きたんでしょうか。いろんな理由があるんだけど、1つは大東亜戦争で成年男子が数百万人お亡くなりになっちゃったんです。でも国民が全部死んだわけじゃないから、需要が高まって人手不足になる。それ以上に強烈だったのが、企業の設備投資です。とにかく設備投資すればもうかるじゃないかということで、みんな設備投資したんです。その設備投資こそが、高度成長を実は牽引しました。今、設備投資しますか。しないですよ、もうからないから。「でも、このインフレギャップの状況だったらどうです？」という話なんです。でも一応言うておくと、インフレギャップの状況にあっても、もうからない企業はもうからないし、倒産する企業は倒産するんです。それでも、そういうリスクがあっても、将来はもっといい生活ができるはずだ、将来はもっと豊かになれるはずだ。人材を雇って、教育をして、設備投資して、仕事をがんがんこなしていくと。「みんな働いて豊かになれ」ということを高度成長期からバブル崩壊まで日本がやったから、我が国はここまで豊かになれたんです。同じ条件が今生まれつつあります。将来は不確定です。どうなるかわかりません。それでも、皆さんが将来を信じて投資をする。この魂のことを「アニマルスピリット」と言います。日本語で言うと「野獣の魂」ですよ。

このアニマルスピリットを日本人に取り戻さなきゃいけない。バブル崩壊まではあったんですから。このアニマルスピリットこそが企業を奮い立たせて、労働者をしゃにむに働かせて、経営者も働かせて、そして国民を豊かにする経済というのを達成できるわけでございます。

## ☆ダブル脱却への提言

ここで、1つ絶対にやってはいけないことがあるんでございます。高度成長期に、なんであんなに日本が急成長したかという、日本だけが「あること」をやらなかったからです。今、仕事がいっぱいあります。人手が足りません。インフレギャップがあります。このインフレギャップを外国人で埋める。これを絶対にやってはいけないんです。べつにこれ、外国人差別の問題とは全然関係ありません。経済の問題です。まずは今、人手不足で、私たちはようやく、働いたら前よりも給料をもらえるという実質賃金の上昇に到達できるチャンスでございます。ここで外国人を入れる理由というのは、賃金が安いからに決まっていますよね。これでまた引き下げられちゃったらもとのもくあみになる。

それ以前に、ここを外国人で埋めると、ほかに3つ大きな問題があるんです。1つ目は、我が国が自然災害大国であることです。自然災害というのは、いつどこで起こるか分かりません。誰が助けてくれますか。地元の土建企業ですよ。地元の土建企業というのは、まずは人材がいる、資材もある。そしてこれが何よりも重要ですが、地元を知っている。そういう方々が、その地にいることこそが安全保障の一環でもあるわけです。それを外国企業や外国人にやらせていたら、安全保障が崩れちゃうわけ。福島第一原発が事故を起こしましたら、あれだけ大量にいた東京都内の中国人と韓国人が消えました。みんな帰ったんです。どこどこで大震災があった、自然災害があった。日本国民の安全保障は日本国民で守りましょう。特に自然災害があったときには、お互いに助け合おうという魂、これが本来のナショナリズムです。それを外国人に求めるのは間違っているでしょう。

さらに、今人手不足です。この人手不足を利用して、ぜひ若い世代に、土木産業や建設産業で働いていただいて技術を継承してもらわないとまずいです。今は若い世代が、土木・建築だけじゃないけれども、いろんな産業に就かなくなった。そうすると、技術の継承機会が奪われちゃうんです。簡単に言うと、20年後、30年後ぐらいに、我が国は、自分の国の企業、自分の国の人材では高層ビルを建てられない、大きな橋を架けられないという国に落ちぶれていることでしょう。今外国人を入れて技術の継承を妨害することは、日本の発展途上国化につながるんです。

そして最後、これが決定的なんだけれど、今、このインフレギャップが、さまざまな業界で発生しています。外国人を入れよう。さあ、どこの国の人がやってくるでしょうか。既に日本は、技能研修制度と高度人材ポイント制度という2つの制度で外国人の受け入れをしていますが、現状この2つの制度で来日している外国人の8割近くが中国人です。中国というのは共産独裁国でございます。民主主義国ではありません。しかも、「国防動員法」という恐るべき法律を、4年前かな、成立させました。これはどういう法律かという、外国に住んでいる中国人であっても、何かがあったときには中国共産党の支配下に入って兵士として戦えということなんです。日本に今中国人が70万人います。そういう状況で外国人労働者を入れるというのは、二重、三重、四重、五重ぐらいに間違っていないかという話でございます。

じゃ、どうするか。だから日本人が働けばいいでしょうという話なんです。これは日本の雇用形態別雇用者数です。見てのとおり、正規の職員が下落傾向にある反対側で、非正規の従業員の数が増やすすような政策はやらんでもいいと思うんですが、やろうとしていますね。例えば派遣労働の拡大。あるいは配偶者控除を廃止

するとか、外国人メイドを受け入れるとか。外国人のメイドを雇って、育児や家事を任せて、主婦の皆さんに低賃金労働市場に参加していただきましょう。「女性の活力の活用です」なんて安倍さんは言っているけれど、もちろんキャリアを積んでずっと働きたいという女性がいてもいいんです。でも主婦として働きたい人もいるわけです。そういう価値観の多様化というのが起きているわけだから、それぞれに対応すりゃいいのに、なんでわざわざ配偶者控除を廃止して、外国人メイドを入れて主婦の皆さんを労働市場に放り込もうなんていうことを強引にやらなくちゃいけないんですかね。価値観の押しつけですよ。

そもそも、育児を外国人に任せるのをどう思います？日本だと、多分フィリピンの方がメイドさんとして来るんです。その方々に育児を任せるんですよ。そんなことやっていいはずがありません。ついでに言っちゃうと、外国人のメイドさんを雇う国というのは、奴隷文化なんです。もし外国人のメイドさんを入れたら、奥さんとご主人がちゃんとしつけなくちゃいけないんです。逆らっちゃいけません、メイドさんだから。怒鳴り飛ばし、しかり飛ばして言うこと聞かせるわけです。下として扱わなくちゃいけない。そういう姿を皆さんは自分の子供に見せたいですか。そういう光景を見ながら育った子供が、まっとうな日本国民になれますか。ならないと思います。

なんでこんなことしているんだろうと考えると、理由は1個しかないんです。労働市場の競争を激化させたいんです。つまり、外国人だ、主婦の皆さんだと、がんがん労働市場に入れて、競争を激化させて実質賃金を引き下げたいんです。グローバル企業における競争力を獲得するためですね。いわゆる国際競争力。でも正しく言うと、あれは価格競争力ですね。外国で安く売るために国民の賃金を引き下げるという路線を推進している人たちがいて、「そうじゃないでしょう」という勢力がいて、私はそっちに位置しているんだけど、ぶっちゃけ弱いので、皆さんぜひ助けてください、本当に。

何を言いたいかという、(働き手は)いくらでもいるんですよ」ということです。例えば、驚くなかれ、第2次安倍政権が発足して以降ですら、我が国の生活保護世帯数、生活保護実人員数は増え続けております。毎発表ごとに過去最高を更新しております。もちろんこれは、無年金の高齢者が増えているというのが最大の原因なんだけれど、この218万人の生活保護実人員の中の少なくとも30万人近くは、働けるけれど働かないで生活保護をもらっている男性がいますからね。要は、頑張っても20万そこそこにまで給料が下がっちゃったんです。「だったら14万もらって働かないほうが楽じゃないか」と思ってるわけですよ。それじゃ、どうしたらいいんですか。給料上げなさいということなんです。公共の土木・建築の現場作業員の募集は、日給3万円です。20日間働いたら60万円。60万円もらえるとなったら、14万円ですらだらだらしているよりは、もう1回働いて豊かな暮らしを取り戻してみようかと思うでしょう。要はそういうことなんです。

そういうわけで、今、我が国は本当に岐路に立っています。1つは実質賃金を下げて、みんな貧困化しつつ、グローバル市場で勝ちましょうなんていう国を目指すのか、それとも国内のみんなの所得を引き上げて、それで物やサービスを買って、国内需要を中心に成長するのかという道が、完全に分かれておりますので、ここはもう政治の判断です。安倍さんはどうもこっちのグローバル側に向いていますから。ぜひ皆さん、きょう聞いたことをいろんな人に言ってください。政治家に言ってください。そして、国民の所得が増えていく形で成長する経済を取り戻しましょう。そのために私は、この誰でもわかる話を皆さんに理解していただいて、日本が豊かになれる、そういう時代を取り戻すために、お話を回している次第でございます。

## 消防団活動に協力する事業所を静岡県は応援します

消防団活動は、事業所の皆様の御理解と御支援により支えられています。  
消防団に協力していると認められる法人には、県の法人事業税が  
軽減されます。(個人の事業所の場合は個人事業税が軽減されます。)



法人事業税の軽減については次のとおりです。

### 1 対象

以下の要件を満たす、知事の認定を受けた法人(資本金又は出資金が1億円以下の法人に限ります。)

- (1) 県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等のすべてが「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている。
- (2) 県内の事業所等における使用人等のうち消防団員が1名以上いる。
- (3) 消防団活動について配慮した規定(就業規則等)を整備している。

### 2 適用期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する各事業年度の事業税  
※適用期間を延長しました。

### 3 控除内容

事業税額の1/2に相当する額を控除(10万円を限度)

### 4 申請時期等について

前提として「1 対象」で示した(1)～(3)の要件を、基準日の時点で満たしていることが必要となります。

- (1) 基準日 各事業年度の終了日
- (2) 申請時期 基準日以降、事業税の申告期限の30日前まで

### 5 申請先

中部危機管理局 地域支援課 藤枝市瀬戸新屋 362-1 藤枝総合庁舎 2階  
電話 054-644-9168  
具体的な手続きは県のホームページをご覧ください。

## 法人会活動

(平成26年1月29日～5月13日)

放送局

このマークは当会のホームページ内の「e 講演放送局」にて公開中のものです。

藤枝法人会 e 講演放送局 音声講演一覧 検索

ユーザー名 :koen パスワード :hoso (パスワードは\*\*\*\*と表示されます。)

### 全法連・東海法連・静岡県連

3月4日 第68回東海法人会連合会大会 静岡大会  
会場 / ホテルセンチュリー静岡

研究発表 /

- (公社) 名古屋中法人会
- (一社) 名古屋西法人会
- (一社) 岳南法人会



4月10日 第9回全国女性フォーラム 香川大会

会場 / サポートホール高松

女性の強さと優しさは、空を越え、海を渡る。

～輝くこどもたちの未来と、

地域社会の発展のために～

第1部 記念講演

演題「しなやかな人間力」

講師 / 少林寺拳法グループ 総裁 宗由貴氏

第2部 式典

第3部 懇親会



### 本会

2月19日 税務講習会

テーマ 「税務職員が教える  
調査等で把握した  
誤りやすい事例」

講師 / 藤枝税務署  
法人課税第一部門統括官  
中川雅彦氏

会場 / 焼津市文化センター



4月26日 新入及び社員研修講座

第1部「社員の心得」

講師 / (株)フィールドデザイン  
代表取締役 中山佳子氏

第2部「社会人と税」

講師 / 藤枝税務署  
法人課税第一部門統括官  
中川雅彦氏

会場 / 焼津市文化センター



## 青年部会

5月12日 第2回全体会並びに  
記念講演会  
演題「メンタルマネジメントを  
活かした人材育成」  
-人が輝く  
自主活性型社員づくり-  
講師 / (株)フォルテ代表取締役社長  
鈴木浩一郎氏  
会場 / 小杉苑



## 女性部会

放送局

2月4日 税金教室  
テーマ「確定申告の  
チェックポイント」  
講師 / 藤枝税務署  
法人課税第一部門統括官  
中川雅彦氏  
会場 / 焼津市文化センター



4月26日 社会貢献活動  
藤まつりにて税のPR活動  
会場 / 藤枝蓮華寺池公園



5月13日 第2回全体会並びに  
記念講演会  
演題「人として  
社会人として  
親として」  
講師 / 静岡県私学協会  
常務理事 松村龍夫氏  
会場 / ホテルアンピア松風閣



放送局

# 平成26年度 交際費等の損金不算入制度の改正のあらまし

平成26年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）により、法人の交際費等の損金不算入制度に関する規定（措法61の4）が改正され、**平成26年4月1日以後に開始する事業年度から適用**することとされました。

交際費等の損金不算入制度の改正の内容を記載しています。

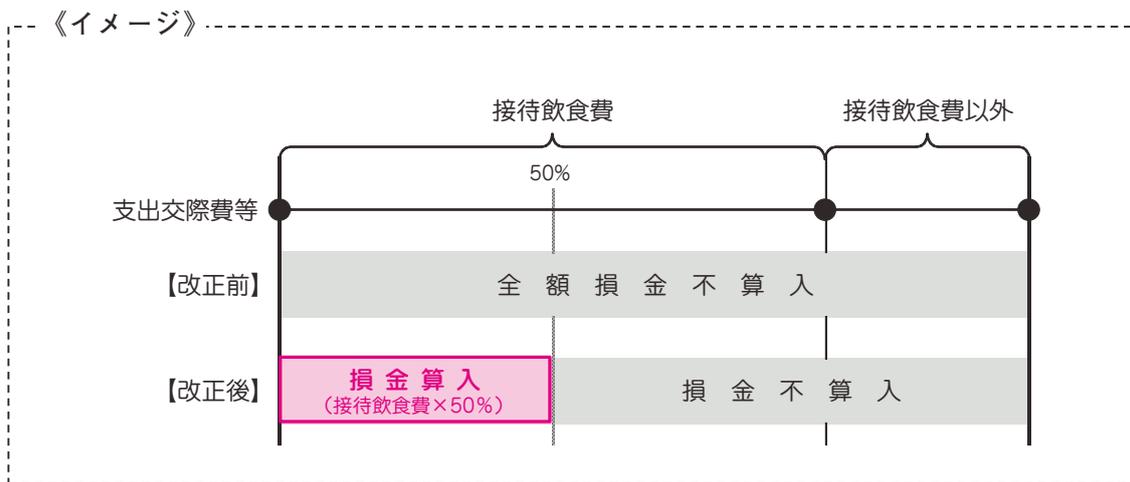
（注1）この内容は、平成26年4月1日現在における単体申告に係る法人税に関する法令に基づき作成しています。なお、連結申告に係る法人税についても、同様の改正が行われています（措法68の66）。

（注2）使用している次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。

措法：租税特別措置法、措令：租税特別措置法施行令、措規：租税特別措置法施行規則

法：法人税法、法規：法人税法施行規則

## 1 交際費等の額のうち、接待飲食費（注1）の額の50%に相当する金額は損金の額に算入することとされました（措法61の4①）。



（注1）**接待飲食費**とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次の事項を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいいます（措法61の4④、措規21の18の4、法規59、62、67）。

イ 飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日

ロ 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係

ハ 飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称（店舗を有しないことその他の理由によりその名称が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称）及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

ニ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

（注2）1人当たり5,000円以下の飲食費で書類の保存要件を満たしているものについては、従前どおり、交際費等に該当しないこととされています（措法61の4④ニ・⑥、措令37の5①、措規21の18の4）。

（注3）接待飲食費に関する具体的な取扱いについては、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）に掲載している「接待飲食費に関するFAQ（平成26年4月）」をご覧ください。

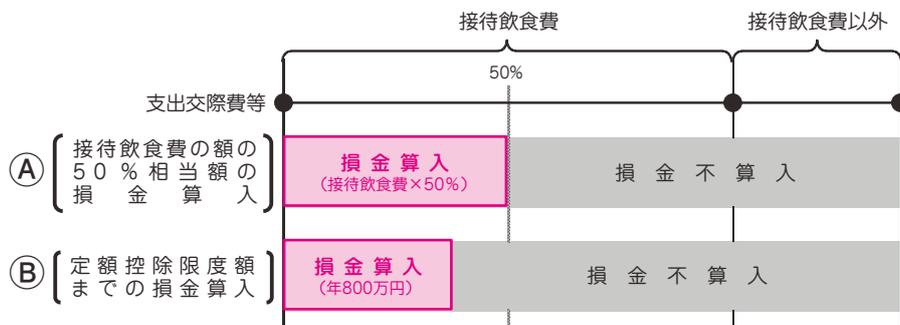
平成26年4月  
国税庁

**2 中小法人（注1）は、上記1の接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と、定額控除限度額（注2）までの損金算入のいずれかを選択適用できることとされました（措法61の4①②）。**

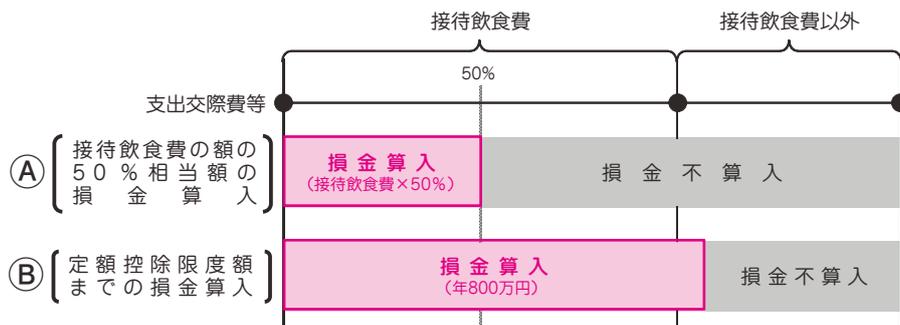
《イメージ》

（接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と定額控除限度額までの損金算入との比較）

(1) 接待飲食費の額が年1,600万円を超える場合（損金算入額：A>B）



(2) 接待飲食費の額が年1,600万円以下の場合（損金算入額：A≤B）



（注1）中小法人とは、事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日において資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます（措法61の4②、措令37の4、法66⑥二・三）。

（注2）定額控除限度額とは、800万円にその事業年度の月数（1月に満たない端数があるときは、これを1月とします。）を乗じてこれを12で除して計算した金額をいいます（措法61の4②③）。

（注3）定額控除限度額までの損金算入を適用するかどうかは、各事業年度ごとに選択することができます。

（注4）定額控除限度額までの損金算入は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に定額控除限度額の計算を記載した別表15（交際費等の損金算入に関する明細書）の添付がある場合に限り適用することができます（措法61の4⑤）。

**3 交際費等の損金不算入制度の適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました（措法61の4①）。**

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）では、税に関する様々な情報を提供していますので、ご利用ください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接時間を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

# 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の 印紙税の軽減措置の延長及び拡充等

「印紙税額一覧表」のなかで、平成26年4月1日以後作成される契約書及び領収証について、改正点をピックアップしました。

## 印 紙 税 額 一 覧 表 ( 摘 出 )

平成 26 年 4 月 現在

| 番号 | 文 書 の 種 類   | 印紙税額 (1通又は1冊につき)   | 主な非課税文書  |
|----|---|--|--|
| 1  | 「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が課税されます。   | <b>【平成26年4月1日～平成30年3月31日】</b><br>記載された契約金額が<br>1万円以上 50万円以下のもの 200円<br>50万円を超え 100万円以下 // 500円<br>100万円を超え 500万円以下 // 1千円<br>500万円を超え 1千万円以下 // 5千円<br>1千万円を超え 5千万円以下 // 1万円<br>5千万円を超え 1億円以下 // 3万円<br>1億円を超え 5億円以下 // 6万円<br>5億円を超え 10億円以下 // 16万円<br>10億円を超え 50億円以下 // 32万円<br>50億円を超えるもの 48万円<br>契約金額の記載のないもの 200円   | 記載された契約金額が1万円未満のもの   |
| 2  | 「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成されるものについては、記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が課税されます。   | <b>【平成26年4月1日～平成30年3月31日】</b><br>記載された契約金額が<br>1万円以上 200万円以下のもの 200円<br>200万円を超え 300万円以下 // 500円<br>300万円を超え 500万円以下 // 1千円<br>500万円を超え 1千万円以下 // 5千円<br>1千万円を超え 5千万円以下 // 1万円<br>5千万円を超え 1億円以下 // 3万円<br>1億円を超え 5億円以下 // 6万円<br>5億円を超え 10億円以下 // 16万円<br>10億円を超え 50億円以下 // 32万円<br>50億円を超えるもの 48万円<br>契約金額の記載のないもの 200円   | 記載された契約金額が1万円未満のもの   |
| 17 | 1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書<br>(注) 1 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(権利を設定することを含みます。)による対価及び役務を提供することによる対価をい、手付けを含みます。<br>2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。<br>(例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など<br>-----<br>2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書<br>(例) 借入金受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など | 記載された受取金額が<br>100万円以下のもの 200円<br>100万円を超え 200万円以下のもの 400円<br>200万円を超え 300万円以下 // 600円<br>300万円を超え 500万円以下 // 1千円<br>500万円を超え 1千万円以下 // 2千円<br>1千万円を超え 2千万円以下 // 4千円<br>2千万円を超え 3千万円以下 // 6千円<br>3千万円を超え 5千万円以下 // 1万円<br>5千万円を超え 1億円以下 // 2万円<br>1億円を超え 2億円以下 // 4万円<br>2億円を超え 3億円以下 // 6万円<br>3億円を超え 5億円以下 // 10万円<br>5億円を超え 10億円以下 // 15万円<br>10億円を超えるもの 20万円<br>受取金額の記載のないもの 200円 | 次の受取書は非課税<br>1 記載された受取金額が <b>5万円未満(※)</b> のもの<br>2 営業に関しないもの<br>3 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書<br>※ 平成26年3月31日までに作成されたものについては、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていました。 |

※番号 = 文書番号

## 収入印紙の交換と印紙税の還付について

- 収入印紙を現金に交換することはできません。
- 貼り付けた部分を切り取ったり、用紙からはがしたりしたものは交換や還付を受けられません。

### 収入印紙の交換

郵便局では、未使用の収入印紙や白紙又は封筒等に貼り付けられた収入印紙と他の収入印紙との交換を行っていますので、これらの収入印紙を郵便局へご持参の上、ご相談ください。

なお、交換の際には1枚につき5円の交換手数料（10円未満の収入印紙についてはその半額）が必要となります。

#### 【交換の対象となるもの】

##### ① 未使用の収入印紙

汚れた収入印紙や損傷している収入印紙は、偽造防止等の観点から交換の対象となりません。

##### ② 次のような客観的に見て明らかに印紙税の課税文書でないものに貼り付けた収入印紙

- ・ 白紙又は封筒
- ・ 行政機関に対する申請・届出の際に提出する申請書等の文書（登記申請書や旅券（パスポート）引換書など）

租税や国の歳入金の納付に用いられたものは交換の対象となりません。

※ 高額な収入印紙については、一旦お預かりする場合があります。

### 印紙税の還付

税務署では、契約書や領収書などの印紙税の課税文書に誤って過大に収入印紙を貼り付けてしまったような場合には、過誤納金として還付を行っていますので、収入印紙が貼り付けられた文書を税務署（法人課税部門（間接諸税担当））へご持参の上、ご相談ください。

#### 【還付の対象となるもの】

- ① 請負契約書や領収書などの課税文書に貼り付けた収入印紙が過大となっているもの
- ② 委任契約書などの課税文書に該当しない文書を課税文書と誤認して収入印紙を貼り付けてしまったもの
- ③ 課税文書の用紙に収入印紙を貼り付けたものの、使用する見込みのなくなったもの

契約書を作成した後にその契約が解除・取消されたものや、既に交付された領収書、手形などは還付の対象となりません。

※ 高額な収入印紙については、一旦お預かりする場合があります。